

令和2年第1回美幌町議会定例会会議録

令和2年3月 3日 開会
令和2年3月18日 閉会

令和2年 3月5日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の変更
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 11 号～議案第 23 号

○出席議員

- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| 1 番 | 戸澤義典君 | 2 番 | 稲垣淳一君 |
| 3 番 | 大江道男君 | 4 番 | 高橋秀明君 |
| 5 番 | 木村利昭君 | 6 番 | 伊藤伸司君 |
| 7 番 | 馬場博美君 | 8 番 | 古舘繁夫君 |
| 9 番 | 藤原公一君 | 10 番 | 坂田美栄子君 |
| 副議長 11 番 | 岡本美代子君 | 12 番 | 上杉晃央君 |
| 13 番 | 松浦和浩君 | 議長 14 番 | 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|------|-------|---------|------|
| 美幌町長 | 平野浩司君 | 教育委員会会長 | 矢萩浩君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|-------------|--------|-----------|-------|
| 副町長 | 高崎利明君 | 総務部長 | 小室保男君 |
| 民生部長 | 那須清二君 | 経済部長 | 石澤憲君 |
| 建設水道部長 | 川原武志君 | 病院事務長 | 但馬憲司君 |
| 事務連絡室長 | 志賀寿君 | 会計管理者 | 武田孝司君 |
| 総務主幹 | 関弘法君 | 防災危機管理主幹 | 河端勲君 |
| まちづくり主幹 | 田中三智雄君 | 政策主幹 | 後藤秀人君 |
| 財務主幹 | 中尾亘君 | 契約財産主幹 | 大場正規君 |
| 税務主幹 | 片平英樹君 | 環境生活主幹 | 渡辺靖行君 |
| 児童支援主幹 | 小室秀隆君 | 福祉主幹 | 影山俊幸君 |
| 健康推進主幹 | 大場圭子君 | 農政主幹 | 佐々木斉君 |
| みらい農業センター主幹 | 午来博君 | 耕地林務主幹 | 中沢浩喜君 |
| 商工観光主幹 | 多田敏明君 | 施設管理主幹 | 以頭隆志君 |
| 建築主幹 | 西俊男君 | 水道主幹 | 御田順司君 |
| 病院総務主幹 | 菅敏郎君 | 地域医療連携主幹 | 高山吉春君 |
| 事務連絡室次長 | 川口真人君 | 教育部長 | 田村圭一君 |
| 学校教育主幹 | 遠藤明君 | 学校給食主幹 | 斉藤浩司君 |
| 社会教育主幹 | 露口哲也君 | スポーツ振興主幹 | 浅野謙司君 |
| 博物館主幹 | 鬼丸和幸君 | 農業委員会事務局長 | 酒井祐二君 |

選挙管理委員会事務局長 谷川明弘君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 遠國求君 次長 佐藤和恵君
議事係長 鶴田雅規君 議事係 新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番大江道男さん、4番高橋秀明さんを指名します。

◎日程第2 会期の変更

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の変更についてを議題とします。

昨日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 昨日、3月4日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告します。

第3日目、5日以降の会期日程を変更し、第2日目、4日及び第3日目、5日に予定していた一般質問の前に第4日目、6日に予定の令和2年度関連議案を繰り上げます。

したがって、第3日目、5日は、令和2年度関連議案の説明を受けます。

第4日目、6日は、開会后本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第5日目、7日土曜日及び第6日目、8日日曜日は、休日休会となります。

第7日目、9日は、開会后本会議を休憩し、第4日目に引き続き、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第8日目、10日及び第9日目、11日は、各議員が議案の疑問点を整理し資料を要求したものに対して関係部局が資料を作

成するため、議決休会とします。

第10日目、12日及び第11日目、13日は、令和2年度関連議案の質疑を行います。

第12日目、14日土曜日及び第13日目、15日日曜日は、休日休会となります。

第14日目、16日から第16日目、18日は、第11日目に引き続き、令和2年度関連議案の質疑を行います。

質疑終了後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和2年度関連議案の評決を行った後、第2日目、4日に予定していた一般質問を行うこととし、馬場博美さん、松浦和浩さん、伊藤伸司さん、木村利昭さん、上杉晃央の5名を予定しています。

第17日目、19日は、前日に引き続き一般質問を行い、坂田美栄子さん、稲垣淳一さん、岡本美代子さん、高橋秀明さん、大江道男さんの5名を予定しています。

第18日目、20日金曜日から、第20日目、22日日曜日は、休日休会となります。

第21日目、23日は、先に報告のとおり、団体から陳情・要請を4件受理していますので、その取り扱いについて報告します。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を3月3日から3月23日までの21日間に延長しますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど調整することもありますので、御承知おき願います。

以上、議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を3月23日までの21日間に延長し、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月10日から3月11日までの2日間を

休会とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は3月23日までの21日間に延長し、3月10日から11日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を事務局長からさせます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第11号から 議案第23号まで

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第11号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてから議案第23号令和2年度美幌町病院事業会計予算についてまでの13件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に要点を得た説明を願います。また、説明者は着席のままでの説明を許します。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいま、議長から着座しての議案説明につきまして御配慮を賜りましたので、大変失礼かと存じますが、議案第11号以降につきましては、

着座しての議案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の169ページになります。

議案第11号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料5、議案第11号関係。

改正目的であります。民法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、法定利息が見直しとなることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容であります。1点目として、法定利息の見直しになります。

民法に定める法定利息が現行の年5%から本年4月1日以降は年3%に改正され、その後におきましては、3年ごとに見直しとなる変動制が導入されることとなります。このため、条例に規定する私債権の遅延損害金計算に係る割合につきまして、現行の年5%から民法第404条に規定する法定利息へ改正いたします。

2点目といたしまして、附則において適用区分を定めます。

本年4月1日前に生じた遅延損害金の債権につきましては、改正後の法定利息を適用せず、従前の例によることを附則に定めます。

根拠法令等は民法、施行日は令和2年4月1日でございます。

なお、参考資料10ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第11号について御説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、

議案の170ページをお開きください。

議案第12号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の11ページをお開きください。

資料6、議案第12号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。現在実施している一時預かり事業に関して、町民のニーズに応じ、事業内容及び対象児童の拡大等を図るため、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、1点目として、保護者の疾病、入院等による緊急保育事業について、現在の1か月12日以内で年度内の限度が36日というものを、1か月22日以内で年度内の限度を66日に拡大するものであります。

2点目としては、現在は、ただいま御説明いたしました保護者の疾病や入院等で一時的な保育を行う緊急保育事業と、保護者の就労により一時的な保育を行う非定型的保育事業がありますが、新たに保護者の育児に伴う心理的または肉体的負担等の私的理由により、一時的な保育を行う私的理由による保育事業を追加するものです。

3点目としては、対象児童年齢の引下げを行うもので、満1歳以上から満6か月以上とするものです。

4点目としては、現在、二つの利用区分となっているものを四つに細分化し、利用実態に合った料金体系とすることで経済的負担の軽減を図るものです。

新旧対照表は、12、13ページを御参照願います。

根拠法令等は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則で、施行日は令和2年4月1日

でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ致します。

続きまして、議案の171ページをお開きください。

議案第13号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開きください。

資料7、議案第13号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に準じて条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、1点目として、省令の改正による条項ずれの改正であります。

2点目としては、条例附則2に規定されている放課後児童支援員の研修修了に関する経過措置の期間を5年間延長するもので、平成32年3月31日を令和7年3月31日へ改正するものです。

新旧対照表は、15ページでございます。

根拠法令等は、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、施行日は令和2年4月1日からであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 続きまして、議案172ページをお開き願います。

議案第14号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し

上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の16ページをお開き願います。

資料8、議案第14号関係であります。

改正目的であります。民法の債権関係の規定が見直されることと、社会情勢の変化に伴い、身寄りのない高齢者等が増加している現状を考慮し、保証人制度を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、町営住宅入居に際しての連帯保証人制度を廃止し、条例から削除しようとするものであります。今後、単身高齢者等の増加が見込まれる中、保証人の確保がより一層困難になることが懸念されることから、公営住宅の本来の目的である住宅確保配慮者の入居の妨げにならないように、連帯保証人制度を廃止するものであります。

根拠法令につきましては、記載のとおりであります。

施行日は、令和2年4月1日であります。

なお、参考資料の17ページに改正に関する新旧対照表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

また、連帯保証人制度廃止後の対応としては、入所者不在における住居の維持管理等の支障が生じない場合に、緊急連絡が取れるよう、緊急連絡人に届出を求めるもの、単身入居者に限り病気等により自立生活が極めて困難になった場合の身柄の引取りや、失踪または死亡した場合の関係機関への届出及び住宅の明渡しに関する手続を代行できる身元引受人の届出を求めるものとし、美幌町営住宅管理条例施行規則の一部改正を予定しております。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の173ページをお開き願います。

議案第15号について御説明を申し上げます。

議案第15号美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の18ページをお開きください。

資料9、議案第15号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、現在、建築工事中の美幌町屋内多目的運動場が本年11月1日に新築オープンを予定していることから、美幌町スポーツ施設条例に美幌町屋内多目的運動場を加え、その使用時間、使用料金などを設定するものであります。

改正の内容でございます。

1点目は、美幌町屋内多目的運動場、サニーセンターと愛称が決まりましたので、美幌町スポーツ施設条例に新たに加えるものであります。

2点目は、屋内多目的運動場の使用料金などを設定するもので、別表第4に美幌町屋内多目的運動場、サニーセンターの使用料を加えるものであります。

使用料金につきましては、既存のスポーツセンター、あさひ体育センターの料金を基に、近隣の類似施設との比較もしながら設定したところであります。

使用時間につきましては、午前が午前9時から正午まで、午後が午後1時から午後4時30分まで、夜間が午後5時から午後9時までとしております。

備考欄につきましては、団体使用及び暖房期間中の使用料の取扱い、小中学生及び高校生などの使用料などの取扱いのほか、使用料の端数処理、個人3か月通用定期券の取扱いに関して規定をしたものでございまして、小中学生及び高校生並びにこれら

に準ずる者からは、他の屋内スポーツ施設と同様に使用料を徴しないこととして規定しているところがございます。

19ページをお開きください。

3点目の施行期日及び使用申請等予約受付業務につきましては、屋内多目的運動場のオープン前におきましても使用申請を受け付ける必要がございますので、準備行為として行うことができることとして、附則に規定をしたものがございます。

4点目につきましては、関連条例の改正ということで、今回の改正により、個人3か月通用定期券を共通使用できる施設が増えることから、関連条例を併せて改正するものがございます。美幌町コミュニティセンター条例の一部を改正するものがございます。

施行日につきましては、令和2年11月1日でございます。

なお、参考資料の20ページから24ページにつきましては、条例改正に伴う新旧対照表となっておりますので、御参照願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 続きまして、議案書の177ページになります。

議案第16号令和2年度美幌町一般会計予算について御説明いたしますので、別冊の令和2年度各会計予算書を御覧いただきたいと存じます。

予算書の5ページをお開き願います。

令和2年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億5,231万円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債により御説明いたします。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、38億円と定めるものがございます。

それでは、債務負担行為から御説明をいたしますので、予算書の11ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

債務負担行為につきましては、数年度に及んで債務を負担する契約を締結するなど、将来にわたって財政負担を設定するもので、令和2年度以降における支払いにつきまして、その期間、限度額を定めるものがございます。

1段目から3段目までは、いずれも役場庁舎改築に伴う委託業務となります。

工期は令和3年2月15日でございますが、完成後、移転準備に向けた作業に入ることになります。行政サービスに支障を来さぬよう、移転作業に当たりましては短期間で行う必要がございますので、職員で対応できない業務について委託をするものがございます。

1段目の役場庁舎移転業務委託料について、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は1,383万5,000円。現庁舎から新庁舎へと大型の備品類を移転するための業務になります。

2段目の役場庁舎電算機器移設業務委託料について、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は819万5,000円。

庁舎移転に伴いまして必要となる電算機器の移設業務を委託するものであります。

3段目の役場庁舎構内情報環境整備業務委託料につきましては、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は156万4,000円。

こちらの業務につきましては、電算サーバーの移設を短期間で行う際にシステム障害の発生リスクを回避するため、現庁舎と新庁舎をLANケーブルで結び、動作環境を検証するための業務になります。

次の防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託料と、その下の防災行政無線デジタル化整備工事の2件につきましては、アナログ方式の電波が令和4年11月をもって規格不適合となることから、防災行政無線をデジタル方式へ移行するための工事に係る債務負担行為の設定になります。

期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、北海道総合行政情報ネットワーク設備移設工事について、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は1,246万3,000円です。

北海道が事業主体となる総合行政情報ネットワーク更新整備工事につきまして、令和2年度末までに実施されることとなりますが、完了後、ネットワーク設備を新庁舎へと移設するための工事となります。

次に、固定資産現況システム機器借上料について、期間は令和2年度から令和6年度まで、限度額は242万9,000円です。平成27年度に導入いたしました固定資産現況システムの機器更新に係る借上料になります。

次に、道営土地改良事業中央美和地区分担金について、期間は令和2年度から完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金額となります。

中央美和地区において新たに道営土地改良事業を実施いたしますが、受益戸数は41戸、受益面積は423ヘクタール。事業

内容につきましては、農業用排水施設、区画整理、暗渠、客土を予定してございます。

一番下の電子計算機借上料について、期間は令和2年度から令和7年度まで、限度額は2,111万7,000円です。

図書館において平成26年度に導入をいたしました電子計算機の機器更新に係る借上料でございます。

次に、地方債について御説明をいたしますので、12ページをお開き願います。

第3表、地方債でございます。

地方債につきましては、事業の実施に要する財源の一部を地方債に求めるものでございます。

1段目の緊急防災・減災事業につきましては、限度額は2億5,060万円になります。

防災行政無線のデジタル化に向けた更新工事及び工事監理業務委託のほか、北海道が実施する総合行政情報ネットワーク更新整備工事に係る市町村負担金の財源を地方債に求めます。

起債の名称は、緊急防災・減災事業債、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税において措置されることとなります。

2段目の役場庁舎改築等事業について、限度額は14億4,140万円です。

令和3年度の供用開始に向け、庁舎改築に伴う建築主体、電気設備、機械設備の各工事費及び工事監理業務委託などの財源を地方債に求めるもので、起債の名称は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債であります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の充当率は100%、元利償還金の50%が普通交付税で措置され、公共施設等適正管理推進事業債の充当率は90%、うち75%に対しまして、元利償還金の30%が普通交付税で措置されます。

次に、3段目の認定こども園改築補助事業について、限度額は3,160万円です。

私立幼稚園の園舎改築に伴う補助金の財

源を地方債に求めるもので、起債の名称は過疎債のハード、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次に、医療従事者就業支援等補助事業について、限度額は1,000万円です。

医療従事者の確保を目的とした事業で、一定の要件を満たす方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付するものでございます。

起債の名称は過疎債ソフト、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

次に、水道施設等耐震化事業、限度額は4,330万円になります。

耐震不足が明らかになった水道施設の耐震補強を行うもので、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、水道事業会計において、日並浄水場耐震補強工事及び基幹管路配水管更新工事を実施いたします。

補助残の4分の1を一般会計からの出資金で措置をいたします。

起債の名称は一般会計出資債、充当率は100%、元利償還金の50%が普通交付税で措置されます。

次に、農業生産基盤整備事業、限度額は2,180万円です。

豊栄、稲都福梅、豊高第2、田中第2、中央美和地区における道営土地改良事業の地元負担分の財源を地方債に求めます。

起債の名称は、過疎債のソフト及び辺地債になります。辺地債の充当率は100%、元利償還金の80%が普通交付税で措置されます。

次に、国営かんがい排水整備事業、限度額は3,550万円です。

国営美女地区かんがい排水事業における地元負担分の財源を地方債に求めるもので、過疎債ハードの申請を予定しております。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業、限度額は240万円です。

木質ペレットストーブを購入される方に

対して、40万円を上限に購入費用の3分の2を補助するもので、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、町内消費喚起プレミアム商品券発行事業、限度額は840万円になります。

消費喚起と子育て世帯の生活支援を目的にプレミアム商品券を発行する事業であり、過疎債ソフトの申請を予定しております。

このページの一番下の起業家支援事業、限度額は470万円です。

町内で起業される方に対して、起業に必要な経費を補助することにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図るものであり、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、13ページになります。

1段目の町道整備事業、限度額は2億1,240万円になります。

国の社会資本整備総合交付金により実施をいたします東雲橋補修工事及び第262号道路改良工事の補助残と、町の単独事業として実施する道路整備8路線につきまして、その財源を地方債に求めるものであります。

過疎債のハード、ソフトの申請をそれぞれ予定しております。

2段目の除雪トラック整備事業、限度額は5,070万円になります。

平成6年に購入いたしました除雪トラックを更新するもので、辺地債の申請を予定しております。

次に、公共サイン整備事業、限度額は1,320万円です。

公共施設への誘導看板を整備するもので、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、住宅リフォーム促進補助事業、限度額は3,630万円になります。

住環境の整備と地域経済の活性化を目的に、50万円以上の住宅リフォーム工事に対して工事費の20%を補助する事業であり、新年度においては100件の申請を見込んで、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、少人数学級推進事業、限度額は570万円です。

学習環境の充実を図るため、小学校の全学年において35人以下の学級編制を実現しようとするもので、新年度においては期限付教員1名を配置するため、過疎債ソフトの申請を予定しております。

次に、学校給食施設整備事業、限度額は670万円です。

平成9年に整備をいたしました学校給食センターの冷却塔を更新するもので、過疎債ハードの申請を予定しております。

次に、屋内多目的運動場建設事業、限度額は4億9,560万円です。

本年11月の供用開始に向けまして、屋内多目的運動場の整備に係る建築主体、電気設備、機械設備の各工事費の財源を地方債に求めます。過疎債ハードの申請を予定しております。

最後に、臨時財政対策債、限度額は2億4,340万5,000円になります。

臨時財政対策債につきましては、地方交付税の不足分の一部を地方債へ振りかえる制度であり、充当率は100%、元利償還金の全額が普通交付税で措置されます。

以上のとおり、令和2年度に借入れを行います地方債の総額は、29億1,370万5,000円を見込んでおります。

次に、歳出について御説明いたしますので、78、79ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、歳出について御説明を申し上げます。

1款議会費、予算額は8,206万8,000円でございます。

議会運営事務につきましては、議員活動と事務局運営に係る経費を予算計上しておりますが、前年度と大きく変更となる点はありません。

続いて、80、81ページを御覧いただきたいと思っております。

2款総務費、予算額は32億6,056万

8,000円。

庁舎改築事業により、前年度から25億7,800万円余りの大幅増となります。

1項、1目一般管理費、1、総務事務につきましては、前年度と大きな変更はございません。

中ほどになります。

2の人事管理事務、6行目の特別旅費96万7,000円のうち、60万4,000円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合及び北海道へ派遣する職員2名の赴任旅費として計上しています。

次に、82、83ページになります。

中ほどから下になります。

7、職員研修事業、負担金、職員研修負担金43万1,000円のうち、9万1,000円につきましては、北見地域定住自立圏構想に基づき、1市4町において開催を予定しております合同研修会の開催に関わる美幌町の負担金となります。9万1,000円を計上してございます。

次に、84、85ページになります。

2目広報広聴費、1、広報事業、4行目の通信運搬費58万3,000円につきましては、テレビの地上デジタル放送を活用して行政情報を発信する地デジ広報サービス利用料になります。

概要であります。テレビのリモコンのdボタンを押すと簡単にアクセスができることとなりますので、美幌町の最新の行政情報を発信できるほか、災害発生時においては、情報ツールとしての活用も考えていきたいと思っております。

このページの下にあります、4目財産管理費、1、庁舎管理事業、次のページの86、87ページをお開きいただきたいと思っております。

上から8行目、庁用備品741万9,000円ではありますが、こちらにつきましては、高速カラープリンター複合機2台を更新しようとするものであります。

その下の2の庁舎改築等事業25億1,7

50万3,000円ではありますが、昨年8月に工事契約を締結し、現在、建設工事を進めております役場庁舎改築に係る予算計上になります。

業務等委託料につきまして、上段から三つ目までの委託料につきましては、債務負担行為の継続分であり、2年目の予算を措置してございます。

委託料の四つ目、役場庁舎電算機器移設業務委託料につきましては、ネットワーク環境の設計、サーバー設置、LAN配線工事など、電算システム周辺機器の移設、設置、動作確認に要する業務について委託しようとするものであります。

その下の五つ目、役場庁舎構内情報環境整備業務委託料につきましては、庁舎移転に伴う電算サーバーの移設を短期間で行う際、システム障害の発生リスクを回避するために、新庁舎と旧庁舎をLANケーブルで結ぶ仮設備を設け、動作環境を検証するための業務委託になります。

その下の六つ目、役場旧庁舎解体除却実施設計業務委託料は、新庁舎移転後、速やかに旧庁舎を解体除却し、車庫や駐車場などの外構工事を行うための委託業務になります。

庁用備品1億4,018万4,000円及び機械器具676万9,000円につきましては、新庁舎で使用する備品を購入するための予算計上になります。

主に机や椅子、会議テーブル、カウンターなどの事務機器のほか、応接セットや書棚、テレビ、パーティション、ロッカーなどを整備いたします。

役場庁舎建設工事の工期につきましては、令和3年2月15日までとなります。その後、移転準備に向けた作業に入り、備品等の搬入、電算機器の移設準備を行い、ゴールデンウィーク期間中に旧庁舎からの備品等移設、電算機器の切替え、窓口サービスの準備などを行い、連休明けの5月6日には新庁舎において業務を開始できるように

進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3、町有財産管理事業の4行目、修繕料389万3,000円のうち、51万6,000円につきましては、公用車運転時における安全を確保するため、公用車にドライブレコーダーを設置するための経費として計上しております。51万6,000円になります。

今年度は、主に町外を走行することの多い公用車9台にドライブレコーダーを設置いたします。

次に、88、89ページになります。

上から6行目、車両の456万2,000円の計上になりますが、こちらにつきましては、公用車の年次的な更新を図るもので、新年度は、ライトバン2台を更新する予定であります。

続いて、5目企画費、1、政策推進事業であります。

まず、3行目の事務事業協力報償1,505万円ではありますが、こちらにつきましては、新年度のふるさと寄附金を4,300万円と見込み、寄附者に対するお礼の品代と発送代金といたしまして、1,505万円を計上してございます。

このページの広告料90万円につきましては、地域おこし協力隊の求人広告を行う際の広告料として、2回分を計上しております。

その下の手数料171万8,000円ではありますが、こちらの手数料につきましては、ふるさと寄附金におけるポータルサイトの利用及びクレジット決済に関わる利用手数料になります。

業務等委託料、4行目のふるさと寄附金募集受付業務委託料462万円の計上ではありますが、こちらにつきましては、ふるさと寄附金サイト、ふるさとチョイス、さとふるに対する業務委託料になります。

このページの一番下の補助金、UIJターン新規就業支援事業補助金160万円で

ありますが、こちらの補助金につきましては、東京23区に5年以上在住または首都圏に在住し、東京23区内に5年以上通勤している方が本町へ移住した場合、移住支援金を交付するものでありまして、町は補助金の4分の1を負担いたします。

今年度の予算計上につきましては、単身者1件の60万円と世帯1件の100万円を計上しているところでございます。

続いて、90、91ページをお開きいただきたいと思っております。

1番目の積立金2,150万5,000円ありますが、先ほども御説明いたしました、ふるさと寄附金4,300万円を見込み、事務事業協力報償、手数料、委託料などの経費を除き、2,150万5,000円について、ふるさとづくり基金へ積み立てようとするものであります。

次に、6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業、この中の修繕料158万8,000円のうち、58万8,000円につきましては、多目的バス、混乗スクールバス4台にドライブレコーダーを設置するための経費になります。58万8,000円になります。

工事請負費のバス停待合所撤去工事、102万8,000円ありますが、こちらにつきましては、国道240号線の拡幅工事に伴いまして、支障となると豊幌地区のバス停待合所を撤去するための工事費となります。豊幌地区の43線、45線の2か所が対象となります。

続いて、補助金の2行目、石北本線利用促進事業補助金30万円の計上になります。

こちらにつきましては、JR石北本線の利用促進と地域の活性化を図るため、町独自に実施する事業となります。

町内のイベントにJRを利用して参加される方を対象といたしまして、イベントで使用できる利用券を発行しようとするものであります。

現在考えているイベントにつきましては、

和牛まつり、夏まつり、冬まつりの三つのイベントを想定しております。それぞれのイベントに100人、1人1,000円分の利用券の発行を考えているところであります。

続いて、7目交通安全費、交通安全対策推進事業、次のページ、92、93ページになります。

2行目の高齢者等運転免許自主返納報償280万円については、公共交通利用券といたしまして1人2万円、140件分を予算計上しております。

次に、8目住民活動推進費、1、住民活動推進事業、4行目の修繕料309万9,000円のうち、109万9,000円につきましては、旭集会室の屋根の修繕を行う経費になります。

また、100万円につきましては、集会室蛍光灯をLED化にするための経費といたしまして、予算計上をしているところであります。

このページの庁用備品177万円ありますが、こちらにつきましては、集会室のストーブ3か所、行事用のテーブル20台、行事用の椅子60脚を整備するものであります。

また、その下のその他の備品51万9,000円につきましては、傷みが進んでおります行事用テントを更新するもので、新年度はテントのフレームと横幕を各5セット更新するものであります。

続いて、94、95ページになります。

一番上の自治会活動運営等補助金492万円になりますが、こちらにつきましては、加入世帯の減少により自治会活動に支障を来している現状を踏まえ、67の単位自治会に対する補助金につきましては、前年度の381万1,000円から110万9,000円を引き上げまして、492万円を予算計上しております。

その下の自治会連合会補助金110万円ありますが、こちらの計上につきましては

は、安心して自治会活動ができる環境を整えるために、損害保険の加入費用を町が助成するものでございます。

自治会連合会への補助金につきましては、前年度の36万円から今回は110万円ということで、74万円の増額になります。

次に、96、97ページになります。

111目諸費、1、防災対策事業であります。

この中の業務等委託料、4行目の防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託料462万円と、一つ飛んで工事請負費の防災行政無線デジタル化整備工事2億4,245万9,000円につきましては、アナログ方式の電波が令和4年11月をもって規格不適合となりますので、デジタル化へ移行するための工事を行うものであり、令和3年度までの2か年事業となります。

基地局のほか、中継局3か所、移動局45か所の設備を更新するものでございます。

次に、機械器具97万4,000円の計上ですが、こちらにつきましては、指定避難所の備蓄品といたしまして、パーティション10台、プライバシーテント12台を新たに購入するものであります。

次に、負担金の4行目、北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金364万7,000円ですが、災害対策に係る行政事務の緊密化を図るために、北海道におきまして総合行政情報ネットワーク設備を整備しているところでありますが、本町に整備されております設備が老朽化によって更新が必要となっております。つきましては、更新経費の美幌町としての負担分を、負担金として計上をしております。

続いて、98、99ページをお開き願います。

2項徴税費、1目税務徴税費、1、町税等課税事務、業務等委託料の2行目、固定資産路線価評価業務委託料1,147万3,000円と、その下の固定資産税比率表作成業務委託料33万円につきましては、令

和3年度の評価替えに向け、路線価、1,397路線ございますが、その路線価の評価を行うほか、適正な土地評価を行う上で必要となる基準表の作成を行うための委託経費になります。

次に、100、101ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務、このうち業務等委託料、戸籍法改正対応システム改修委託料258万5,000円と、一つ飛んでデジタル手続法対応プログラム改修委託料473万円の計上ですが、こちらは、いずれもマイナンバー制度の導入に関わる改修となります。

戸籍法の改正につきましては、マイナンバーによって戸籍情報を利用できるように、デジタル手続法につきましては、国外転出者の個人認証に利用できるよう、システム改修することが主な内容となっております。

次に、102、103ページになります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、選挙管理委員会事務につきましては、選挙管理委員会の運営に要する経費を予算計上するものであります。

次に、5項統計調査費、1目統計調査費、統計調査事業919万9,000円のうち、910万5,000円につきましては、5年に一度の国勢調査が本年10月1日を基準日といたしまして実施をされますので、そのための所要経費を予算計上してございます。

104、105ページになります。

6項監査委員費、1目監査委員費、監査事務につきましては、監査委員の活動に要する経費を計上してございます。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（小室保男君） 予算書の106、107ページになります。

3款民生費、予算額は25億3,973万6,000円、前年度から4,900万円余りの増額となります。

1項、1目社会福祉総務費、中ほどから下になります。2、民生委員活動事業、4行目の費用弁償104万4,000円につきましては、民生委員の道内視察研修に係る費用弁償となります。

次に、108、109ページをお開きいただきたいと思います。

3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業、こちらの業務等委託料、下から3行目になります高齢者保健福祉計画アンケート調査委託料37万2,000円につきましては、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする高齢者保健福祉計画の策定に向けた1,800名を対象としたアンケート調査の経費になります。

次に、110、111ページをお開き願います。

こちらのページにつきましては、前年度から大きな変更はございません。

112、113ページになります。

5目障害福祉費、1、障害福祉事業、2行目の各種行事等報償16万円ですが、こちらは千歳市で開催の北海道身体障がい者スポーツ大会の参加予定者に対する報償費となります。

一番下の業務等委託料、障がい福祉計画アンケート調査委託料34万1,000円は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする障がい福祉計画の策定に向けた1,700名を対象としたアンケート調査を行うための経費になります。

次に、114、115ページになります。
負担金の2行目、第65回北海道手をつ

なく育成会全道大会負担金3万円は、北見市において開催されます全道大会に対する負担金となります。

中ほどになります。

3、障害者自立支援事業、この中の負担金、地域生活支援拠点整備事業負担金21万8,000円につきましては、1市4町による北見地域定住自立圏構想に基づく事業であり、令和3年度までの2か年において取り組む事業になります。

障がい者、障がい児の生活を地域全体で支えていくためのサービス提供体制を構築するもので、美幌町におきましては、美幌療育病院を拠点に、発達外来診療医の確保、発達支援の体制整備を図ろうとするものであります。

次に、116、117ページになります。

2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務、この中の補助金、2行目の認定こども園施設整備補助金3,737万9,000円と、その下の保育所等整備補助金5,822万5,000円につきましては、美幌大谷幼稚園が現在の施設給付型幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行するため、施設の改修を予定しておりますが、その整備に対する補助金を計上するものであります。

その下の幼稚園等給食費補助金1,404万円につきましては、幼稚園等を利用する3歳から5歳児までを対象に、給食費を無償化するための町の補助金となります。

次に、118、119ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更点は特にございません。

120、121ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の、5、子育て支援センター運営事業につきまして、本定例会に条例改正を御提案しておりますが、利用者のニーズを踏まえ、子育て支援センターの一時預かり事業を拡充するために、保育士を1名増員する予定でございます。

なお、その経費につきましては、職員給

与費に計上しております。

次に、122、123ページになります。

3目へき地保育所費、1、へき地保育所管理運営事業であります。福住、田中保育所につきましては、令和元年度をもって休所となりますので、新年度予算では、上美幌保育所の運営経費について予算計上をさせていただきます。

続いて、衛生費、126、127ページをお開き願います。

4款衛生費、予算額は10億2,688万2,000円、前年度とほぼ同額の計上となります。

1項、1目保健衛生総務費、1、保健衛生推進事業、中ほどになります補助金、医療従事者就業支援補助金1,000万円ありますが、住宅準備補助といたしまして10名分を、就業支援補助分といたしまして32名分をそれぞれ見込んでの予算計上となります。

次に、128、129ページになります。

一番上の広域事務組合負担事業2,079万6,000円につきましては、各会計予算参考資料により、後ほど副町長から御説明を申し上げます。

次に、2目予防費、2、予防接種事業、業務等委託料の個別予防接種委託料5,078万5,000円ありますが、こちらにつきましては、ロタウイルス感染症に係るワクチン接種が本年10月から定期接種となるため、そのための経費を予算計上するほか、4種混合、麻疹、風疹、高齢者インフルエンザなどの定期予防接種について予算計上をさせていただきます。また、任意予防接種といたしまして、子供のインフルエンザ、おたふくのワクチン接種費用を計上させていただきます。

次に、131ページになります。

こちらの5行目の庁用備品の52万円、機械器具39万3,000円、教育備品176万円につきましては、いずれも本年10月に開設予定の子育て世代包括支援センタ

一の準備費用となります。

しゃきっとプラザを拠点にいたしまして、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援策を提供しようとするものでございます。

次に、132、133ページをお開き願います。

4目環境保全推進費、2、緑化推進事業の業務等委託料、保存樹木等看板設置委託料17万3,000円ありますが、町内の保存樹木、保存樹木の看板の傷みが激しいことから、新しい看板4基を設置するための経費になります。

次に、5目保健福祉総合センター費、1、保健福祉総合センター管理運営事業、予算書は134、135ページになります。

教育備品55万4,000円ありますが、運動指導室のリカンベントバイク1台を更新するための計上になります。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、予算書は136、137ページになります。

3、ごみ処分場維持管理事業、6行目の修繕料2,179万9,000円につきましては、水処理施設のポンプ、ブローアの分解整備、その他プラ減容機の押出しユニット交換などを行うものでございます。

また、機械器具8万円の計上ですが、カラス駆除用の爆音機1台を更新いたします。

続いて、労働費、138、139ページになります。

5款労働費、予算額は2,562万1,000円の計上になります。

1項、1目労働諸費、1、労働対策事業、この中の補助金、美幌職業訓練協会運営費補助金10万円の計上ですが、協会が運営をいたします美幌高等職業訓練校におきまして、生徒を確保できる見通しにないことから本年3月をもって休校とし、4月以降につきましては、職業訓練の場として使用することになるため、施設運営に係る経費についてのみ、10万円の補助金を

予算計上するものであります。

続いて、農林水産業費140、141ページになります。

6款農林水産業費、予算額は8億6,644万6,000円、前年度比2億9,500万円余りの増額となります。

1項、1目農業委員会費、農業委員会運営事務につきましては、農業委員20名の活動、事務局の運営に要する経費を計上してございます。

このページの下になります。

4目農業振興費、1、農業振興事業、2行目の特別旅費58万1,000円ですが、農業担い手不足の解消と障がい者の雇用の場を確保するため、農業と福祉の連携に向け、先進地視察を行うための旅費を計上するものであります。

142、143ページになります。

補助金の4行目、美幌町アスパラ振興推進事業補助金405万円の計上になります。

こちらにつきましては、高収益作物であるアスパラの作付拡大を図り、農業所得の向上を実現するため、ビニールハウス資材費の一部助成を行うものであります。新規、または増反分といたしまして、ハウス15棟分を計上しているところであります。

その下の美幌町玉葱振興会50周年記念事業補助金20万円につきましては、設立50周年を迎える美幌町玉葱振興会に対しまして、記念誌作成経費を補助するものであります。

次に、144、145ページになります。中段から下になります。

8、農業振興施設等整備事業、補助金、産地パワーアップ事業補助金、2億367万6,000円の計上ですが、こちらにつきましては、農業生産活動において、ICT技術の導入を図る美幌町農業ICT推進協議会に対する補助金であり補助率は2分の1、北海道の間接補助事業となります。

なお、導入予定の機械につきましては、

GPS自動操舵システム90台、プロキヤスが46台、スプレーヤが2台、ドローンが1台、計139台のICT機器を予定しております。令和元年度に続いて、2年目の事業となります。

次に、5目畜産業費、予算書は146、147ページになります。

3、牧野管理運営事業、業務等委託料の2行目になります。

美幌峠牧場肥培管理業務委託料328万5,000円につきましては、預託牛を受け入れる有限会社ワタミファームに対しまして、採草放牧地に係る肥培管理を委託するための経費を支出するものであります。

面積は57ヘクタール、春と秋の年2回の作業に対する委託料となります。

続いて、6目農地費、1、国営土地改良事業、負担金、国営美女地区土地改良事業分担金7,025万3,000円につきましては、平成21年度から進めてまいりました国営かんがい排水事業が令和元年度で完了したことから、指定工事以外の分担金を納入するものであります。

次の2、道営土地改良事業の負担金1億4,398万1,000円につきましては、各会計予算参考資料により、後ほど副町長から事業内容について御説明を申し上げます。

次に、148、149ページをお開き願います。

7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業、修繕料296万9,000円につきましては、森林公園キャンプ場内の丸太階段の腐食が激しいことから、撤去し、新たに階段を設置するほか、グリーンビレッジ農産加工室の排煙装置などの修繕を行うものでございます。

次の業務等委託料、グリーンビレッジエアコン取付業務委託料197万円につきましては、グリーンビレッジ2階の宿泊部屋10室と1階の大研修室にそれぞれエアコンを設置するための委託料であります。

次に、2項、1目林業総務費、予算書は150、151ページになります。

林業推進事業、5行目の修繕料188万5,000円につきましては、エコハウスの1回コンクリート床に亀裂が生じているため、床面を修繕するほか、美幌林業館きてらすの木製遊具修繕を行うための予算計上になります。

また、業務等委託料、遊具等作製委託料34万7,000円は、きてらすの木製遊具の充実を図るために、回転ツリー、木のエアホッケーなどの遊具を作成するための経費になります。

2目林業振興費、1、治山林道施設整備推進事業、一番下の修繕料406万9,000円ですが、こちらにつきましては、豊岡林道の横断管、福住林道の路肩を修繕するための予算計上になります。

次に、152、153ページになります。

2、民有林振興対策事業、積立金3,292万3,000円ですが、こちらは国から交付される森林環境譲与税につきましては、基金へ積み立てるための予算計上になります。なお、基金につきましては、林業の担い手の確保、木材利用の促進、森林整備などの費用に充当していくこととなります。

3目町有林管理費、1、町有林造林事業、この中の機械器具86万3,000円につきましては、町有林作業員が使用するチェーンソー、刈払い機を更新するための計上になります。

また、負担金の4行目、森林認証更新審査負担金125万6,000円につきましては、FSC森林認証を取得しております山林について、令和2年度が5年に一度の更新年度となりますので、その審査費用を計上するものであります。

続きまして、商工費、156、157ページをお開き願います。

7款商工費であります。

予算額は4億3,266万5,000円、

前年度とほぼ同額の計上になります。

1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業、この中の補助金、中小企業相談所運営事業補助金1,000万円につきましては、従来の経営指導から経営戦略支援へと移行する必要があることから、経営指導員を増員して対応するため、美幌商工会議所に対しまして1,000万円の補助金を支出するものであります。

続いて、2、商工業活性化促進事業、こちらの補助金、起業家支援事業補助金477万2,000円につきましては、新規分といたしまして2件400万円を、家賃補助の継続分として2件77万2,000円をそれぞれ計上してございます。

二つ下の店舗リフォーム促進支援事業補助金1,000万円の計上ですが、こちらにつきましては、10件分の申請を見込んでの予算計上になります。

次に、3目観光費、1、観光振興事業、予算書は158、159ページになります。

まず、6行目の業務等委託料のうち、体験観光推進業務委託料414万4,000円と、三つ下の自動車等借上料62万1,000円、その三つ下の北海道アウトドア講習負担金2万1,000円、さらに三つ下のサイクリングツアーガイド講習負担金5万円などにつきましては、地域おこし協力隊の制度を活用いたしまして、協力隊員1名を美幌町観光まちづくり協議会へ配置いたします。

新たに体験観光メニューの開発、モニターツアーの開催など、美幌町の資源を生かした体験型観光を推進するための予算計上になります。

少し戻りますが、業務等委託料の3行目、自然学校業務委託料170万円の予算計上につきましては、企業版ふるさと納税を活用いたしまして、首都圏の子供たちを受け入れ、農業や酪農の体験、自然を体感できるプログラム、自然学校を開校するための経費となります。

次に、中ほどになります負担金の中の美幌峠魅力発信実行委員会負担金130万円の予算計上になりますが、こちらにつきましては、例年30万円の負担金を計上してございますが、新年度におきましては、弟子屈と美幌を結ぶ美幌峠が開通し100年の節目となります。このため、負担金を100万円増額いたしまして、100周年記念事業を実施しようとするものであります。

次に、負担金の四つ下のサイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会負担金100万円の計上になります。

こちらにつきましては、北見、網走、小清水、大空、美幌の2市3町をエリアといたしまして、サイクリングを基本とした滞在型アドベンチャーツーリズムを推進するための負担金になります。

次に、2、観光施設維持管理事業、二つ目の修繕料1,561万6,000円ですが、こちらにつきましては、峠の湯の脱衣室の棚と床の張りかえ、ろ過操作弁の交換、木質チップボイラー天井耐火板の交換などを行います。

また、ターミナル物産センターの出入り口マットの張りかえなどにつきましても、修繕を行うべく予算措置しているところでございます。

次に、160、161ページになります。

3、観光イベント推進事業の補助金、3行目、夏まつり補助金250万円ですが、昨年から会場を美幌小学校から北中学校へと移動してございます。また、花火大会を拡充してございますので、例年200万円の予算から250万円の増額ということで計上してございます。

なお、今年度につきましては、補正予算にて対応しているところでございます。

次に、土木費162、163ページになります。

8款土木費、予算額は10億6,924万9,000円の計上になります。

2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、

1、道路橋梁維持管理事業になります。

この中の業務等委託料の2行目、樹木剪定業務委託料310万円につきましては、稲美の学園通、東1条南2丁目の街路樹につきまして剪定を行うものでございます。

次に、164、165ページをお開き願います。

2、道路橋梁補修事業、業務等委託料、道路標識調査業務委託料810万円につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、幹線道路の道路標識、視線誘導標112基につきまして点検調査を行うものでございます。

次の工事請負費、東雲橋補修工事1,330万円につきましては、後ほど副町長より工事概要について御説明を申し上げます。

次に、3、除雪対策事業につきましては、一斉除雪5回分と排雪に係る経費を予算計上してございます。

この中の車両5,075万6,000円の計上ではありますが、こちらは平成6年に購入した除雪トラック1台を更新するための予算計上となります。

このページの一番下の5の堤内排水対策事業957万円の計上ではありますが、こちらにつきましては、大雨による河川の増水で浸水被害が発生しないよう、網走川、美幌川の各樋門にポンプ58台を設置、稼働するための経費を計上してございます。

続いて、166、167ページになります。

3目道路橋梁新設改良費の1、道路整備事業並びに2の道路改築事業につきましては、それぞれ記載の工事につきまして、後ほど副町長より概要説明をさせていただきます。

また、4項都市計画費の1目都市計画総務費、1、都市計画事業ではありますが、公共施設誘導看板整備工事、こちらにつきましても、後ほど副町長より工事概要について御説明申し上げます。

次に、2目公園維持費、1、公園維持管

理事業、予算書は168、169ページになります。

上から2行目、修繕料2,155万円につきましては、せせらぎ公園の木製階段、みとみ公園の擁壁応急修繕のほか、各公園施設の修繕経費を予算計上してございます。

業務等委託料のうち、一番上の桜並木整備委託料100万円の計上ではありますが、こちらはせせらぎ公園の桜並木につきましては補植を行うための経費となります。

また、実施設計等委託料、公園施設調査設計業務委託料の210万円につきましては、みとみ公園テニスコート東側の擁壁が倒壊するおそれがあることから、テニスコートの移設を含めまして検討するための調査を行うものでございます。

次に、5項、1目住宅総務費、1、建築事業の中の補助金、住宅リフォーム促進補助金3,630万円ではありますが、住宅リフォーム促進事業につきましては、平成23年度に事業を開始して10年目となります。

新年度につきましては、100件分の申請を見込み、3,630万円を予算計上いたします。

次に、2目住宅管理費、1、公営住宅管理事業の中の下から2行目、修繕料1,563万6,000円ではありますが、町営住宅及び指定管理を受けております道営住宅の修繕経費を予算計上してございます。

次に、170、171ページになります。

こちらのページにつきましては、前年度と同様の予算計上になります。

続いて、消防費、172、173ページになります。

9款消防費につきましては、予算額は5億2,053万7,000円の計上でございます。

なお、美幌・津別広域事務組合負担金の内訳につきましては、各会計予算参考資料により、後ほど副町長から御説明申し上げます。

次に、教育費174、175ページをお

開き願います。

10款教育費、予算額は14億1,916万7,000円、屋内多目的運動場の整備によりまして、前年度から5億円余りの大幅増となっております。

1項、2目事務局費、1、教育委員会事務局活動事務、この中の業務等委託料、学校施設長寿命化計画策定委託料430万円につきましては、小・中学校5校の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るための計画を策定するものでございます。

このページの下になりますが、3目教育振興費、1、教育振興事業、補助金のまず1行目、美幌高等学校間口対策補助金520万円ではありますが、町外から農業科へ入学する生徒に対して10万円の就学助成を行ってまいりましたが、新年度は新たに、町外から普通科へ入学する生徒及び町内から普通科、農業科へ入学する生徒に対しましても、5万円の就学助成を行おうとするものであります。

一番下の美幌高等学校教育支援事業補助金507万円の計上ではありますが、こちらにつきましては、前年度と同様に報徳寮の運営補助、生徒募集推進補助、学習環境整備補助などを実施するほか、高校の活動をPRする大型看板の作製経費につきまして補助金を交付するなど、町内唯一の高校を支える取組を進めていこうとするものでございます。

次に、176、177ページになります。

2、学校教育振興事業の5行目、消耗品費46万4,000円のうち、24万1,000円と、庁用備品56万3,000円、その下の機械器具25万1,000円、その下の教育備品12万7,000円につきましては、いずれも、美幌小学校に開設をいたしますイングリッシュルームの予算になります。

外国語指導助手ALTや英語教諭による授業のほか、授業以外にも英語に触れる環

境を整え、語学教育の充実を図ろうとする取組であり、美幌小学校をモデルといたしまして実施するものでございます。

次に、負担金の2行目、学校運営協議会活動経費負担金50万円につきましては、地域とともにある学校づくりを推進するため、校区ごとに設立されました五つの学校運営協議会に対し、活動経費を交付するものであります。

次に、4目学校保健費、1、学校保健事業であります。予算書は178、179ページになります。

上から2行目の機械器具105万6,000円です。

こちらにつきましては、インフルエンザ対策といたしまして、教室に加湿器を配備するための予算計上になります。

平成31年度に全ての小中学校の保健室に加湿器を配備しておりますが、令和2年度から令和3年度の2年間、全ての学校の教室に加湿器を配備するものでございます。

新年度におきましては30台を購入いたしまして、中学3年生、小学1年生から3年生までの教室に配置する予定で進めていくところでございます。

中ほどから下の2項、1目学校管理費、1、小学校管理事業の修繕料2,513万7,000円につきましては、東陽小学校におきましては電話設備の更新、プールろ過器の修繕を、美幌小学校におきましては校舎暖房排気用煙突の修繕を、旭小学校におきましては、校舎放送設備、校長住宅の改修などをそれぞれ行うための経費を計上してございます。

次に、180、181ページになります。

庁用備品1,437万4,000円です。

こちらにつきましては、東陽小学校において教員用パソコンを更新するための経費でございまして、パソコン31台分の更新と、同じく東陽小学校の印刷機を更新するための経費になります。

次に、2、小学校スクールバス運行事業の3行目、修繕料99万円のうち、42万4,000円につきましては、スクールバス2台にドライブレコーダーを設置するための予算になります。

続いて、2目教育振興費、1、小学校教材整備事業、消耗品費1,801万円ですが、こちらは新学習指導要領に基づく教師用の指導書、デジタル教科書などを購入するための経費になります。

次に、2、小学校教育振興事業の消耗品費51万5,000円につきましては、全ての小学校において開催する予定の一日防災学校に関わる予算となります。

次に、182、183ページをお開き願います。

3目特別支援学級費、1、小学校特別支援学級管理事業、4行目の修繕料33万6,000円は、東陽小学校の教室黒板の交換を行うための計上です。

また、教育備品15万6,000円につきましては、平均台やバランスゲームなどを購入するための予算になります。

次に、3項、1目学校管理費、1、中学校管理事業、消耗品費819万円のうち、298万2,000円につきましては、部活動用の消耗品を購入するための経費を計上するものであります。

こちらにつきましては、基金を活用したびほろ未来のアスリート応援プロジェクトの予算措置となります。

次に、修繕料675万5,000円につきましては、美幌中学校及び北中学校の電話設備を更新するものであります。

下から4行目、業務等委託料、教室背面ロッカー作製委託料164万1,000円につきましては、美幌中学校において、現在、廊下にある棚をロッカーとして使用しておりますが、教室内にロッカーを備え付けるものであり、3年計画で配備しようとするものであります。

次に、184、185ページになります。

教育備品1,266万円のうち、まず、266万円につきましては、先ほどの消耗品と同様、部活動用の備品を整備するびほろ未来のアスリート応援プロジェクトとしての予算計上になります。

また、1,266万円のうち、1,000万円は、昨年12月に東原俊郎様より御寄附をいただきました1,000万円を活用いたしまして、両中学校の吹奏楽部の楽器を更新しようとするものでございます。

次に、2、中学校スクールバス運行事業の2行目、修繕料194万6,000円のうち、63万6,000円につきましては、スクールバス3台にドライブレコーダーを設置するための予算となります。

次に、2目教育振興費、1、中学校教材整備事業、2行目の庁用備品1,290万円は、北中学校の生徒用パソコン42台を更新するものであります。

次に、予算書186、187ページになります。

4項社会教育費であります。このページにつきましては、前年度と大きな変更はございません。

次の188、189ページをお開き願います。

2、青少年教育事業の補助金、美幌町青年交流会補助金8万5,000円につきましては、青年活動団体ビーライブに対する活動助成であり、結成10周年を迎える団体に対しまして、予算を増額しての補助金を支出しようとするものでございます。

次に、3、成人教育事業、各種行事等報償149万円につきましては、生涯学習の機会を提供するため、社会教育講座の講師報償について予算計上しているところであり、新年度においては、美幌町に関わりの深い方を講師にお招きをいたしまして、ふるさと教育を推進するために必要な予算を増額しているものでございます。

また、こちら149万円のうち、14万4,000円と、その下の消耗品費21万9,

000円のうち、5万6,000円につきましては、町内在住の外国人労働者を対象に、お茶、お花、書道、着つけなど、日本の伝統や文化を学べる機会を提供するための経費を予算措置してございます。

このページの下5、芸術文化振興事業、4行目の修繕料56万円ではありますが、展示用パネルの傷みが激しいため、補強、塗装修繕を行うものでありまして、令和2年度及び令和3年度の2年間で補修を行う予定でございます。

次に、190、191ページになります。

3目社会教育施設費、1、町民会館等管理運営事業、5行目の修繕料423万5,000円ではありますが、こちらの修繕料につきましては、びほーる舞台のフロアコンセント用調光機器の増設、ギャラリーダウンライトの取替えなどを行うための修繕料になります。

次に、192、193ページをお開き願います。

5目図書館費になります。

1、図書館運営事業、こちらの5行目、消耗品費19万円のうち8,000円と、次の通信運搬費27万7,000円のうち、9万4,000円につきましては、老朽化と狭隘化が進む図書館につきまして、将来の増改築に向けたアンケート調査を行うための予算となります。

194、195ページになります。

このページにつきましては、前年度から大きな変更点はございません。

続いて、196、197ページになります。

6目博物館費の7行目、修繕料896万5,000円につきましては、物見の塔の屋根、中央階段の照明などの修繕を行うための経費になります。

続いて、2、博物館活動推進事業、予算書は198、199ページになります。

機械器具117万7,000円及び次の教育備品210万円につきましては、昨年1

1月、本田忠盛様から300万円の御寄附がございましたので、展示用備品といたしまして、植物標本戸棚、スポットライトなどを購入するための予算になります。

このページの下の方の5項、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業、予算書は200、201ページになります。

補助金、2行目のスポーツ団体合宿事業補助金259万8,000円につきましては、防衛大学、NECなどのラグビー合宿受入れを予定しての補助金となります。

一つ飛んで、スポーツ協会70周年記念事業補助金19万8,000円につきましては、スポーツ協会記念誌作成に対する一部助成となります。

次の3、未来のアスリート応援事業1,275万8,000円につきましては、びほろ未来のアスリート応援プロジェクトに関わる予算計上になります。

こちらにつきましては、町長の町政執行方針においても述べてございますが、美幌町でスポーツに励んでいる子供たち、夢に向かって頑張っている子供たちを応援するために、寄附金を活用いたしまして、未来を担う子供たちに投資をしようとするものでございます。

まず、各種行事等報償10万円ですが、日本選手のメダル獲得数クイズのための報償費を計上してございます。

各種研修等報償300万円のうち、100万円につきましては、育成強化指定選手に対する奨励金を、200万円につきましては、札幌で開催されますマラソン、サッカー1次ラウンドの現地研修に関わる経費となります。

また、スポーツ少年団活動用備品購入補助金365万8,000円は、クロスカントリースキー、陸上、バレーボール、ミニバスケットボールなど14団体に対しまして、備品購入を行うための補助となります。

また、全国・全道競技大会選手派遣補助金、ふるさとづくり事業補助金につきまし

ては、それぞれ事業内容を拡充しての予算計上になります。

次に、2目体育施設費、1、屋内体育施設維持管理事業の5行目、修繕料263万2,000円のうち、168万1,000円につきましては、スポーツセンターアリーナの消防設備修繕経費となります。

次に、202、203ページをお開き願います。

2、屋外体育施設維持管理事業、8行目の修繕料722万8,000円のうち、341万円は、リリー山スキー場のリフトワイヤーの切詰め、非常用制動機の交換を行うものでございます。

また、85万1,000円につきましては、パークゴルフ場の大正橋コースの芝生の切替え、カップ補修を行うための予算措置になります。

次に、204、205ページをお開き願います。

3、体育施設整備事業6億2,730万2,000円の予算計上につきましては、昨年の8月に工事契約を締結しております屋内多目的運動場の整備に関わる予算措置となります。

工期は本年10月15日、その後に備品などを搬入いたしまして、11月1日にオープンを予定しているところでございます。

次に、3目学校給食センター費、1、学校給食運営事業、7行目の賄材料費7,368万5,000円のうち、50万円につきましては、美幌産の食材を使用した給食を提供するための材料費になります。

また、37万円につきましては、年4回、美幌高校生に美高うどんや美高ラーメンを給食として提供するための経費として予算を計上しているものでございます。

次に、206、207ページになります。

補助金、学校給食費補助金743万7,000円につきましては、多子世帯の子育て支援策といたしまして、第3子以降の給食費を無料化とするための補助金になります。

2、学校給食センター維持管理事業、3行目の修繕料1,060万2,000円につきましては、給食センターの冷却塔の取替え、厨房内のグレーチング、排気ファンなどの修繕を行うための予算計上になります。

次に、公債費、208、209ページになります。

11款公債費、予算額は9億573万8,000円になります。

1項、1目元金、1、町債元金償還金といたしましては、8億5,963万8,000円を計上してございます。

公債費の現在高につきましては、平成31年度末で91億2,266万7,000円であり、役場庁舎改築事業などを行いますので、新たな借入れによって、令和2年度末の予定残高は111億7,673万4,000円となる見通しでございます。

2目利子、1、町債利子償還金といたしましては4,525万2,000円を、一時借入金利子といたしましては78万1,000円を、それぞれ予算計上してございます。

3目公債諸費、登録債支払事務6万7,000円につきましては、保健福祉総合センター建設に際し、平成16年度に借入れを行いました登録債の支払い事務手数料になります。

次に、職員給与費、210、211ページになります。

12款職員給与費、予算額は19億263万3,000円ということで、制度改正により、会計年度任用職員の給与を一括計上することから、前年度に比べて大幅な増額となっております。

1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務、こちらにつきましては、特別職3名、一般職165名の給与を予算計上してございます。

次に、2、会計年度任用職員給与支給事務、こちらにつきましては、フルタイム94名、パートタイム196名につきまして、それぞれの給与について予算計上をしてご

ざいます。

次に、予備費になります。

予算書は、212、213ページになります。

13款予備費といたしましては、前年度同額の100万円を予算計上してございます。

それでは、4款の美幌・津別広域事務組合負担金、6款の道営土地改良事業負担金、8款の工事請負費、9款の美幌・津別広域事務組合負担金につきまして、副町長より御説明を申し上げます。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） それでは、主要事業につきまして御説明させていただきます。

令和2年度各会計予算参考資料の59ページをお開き願います。

3、道営土地改良事業計画概要であります。

初めに、水利施設等保全高度化事業であります。

まず一つ目は、美幌豊栄地区であります。

地域は、野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、平成24年度からの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和2年度は、過年度整地実施済み圃場において、区画整理の附帯工を行い、事業費は2,000万円で事業完了予定でございます。

次に、二つ目の稲都福梅地区であります。

地域は稲美、都橋、福住、豊富、古梅で、平成27年度からの継続事業で、事業内容は農道整備と面整備であります。

令和2年度は、農道、区画整理、暗渠排水を行い、事業費は2億1,200万円で事業完了予定でございます。

次に、三つ目の豊高第2地区であります。

地域は豊岡、高野で、平成29年度から令和5年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和2年度は、区画整理、暗渠排水、客

土を行い、事業費は2億1,800万円でございます。

次に、四つ目の田中第2地区であります。

区域は、日並、田中、報徳、瑞治で、平成31年度から令和8年度までの継続事業で、事業内容は面整備であります。

令和2年度は、区画整理、暗渠排水を行い、事業費は2億3,600万円でございます。

次に、五つ目の中央美和地区であります。

区域は、栄森、昭野、美和、美禽の一部で、令和2年度からの新規事業で、事業内容は農業用排水施設と面整備で、令和10年度までの9年間を予定しております。

令和2年度は、区画整理、暗渠排水、客土に係る実施設計を行い、事業費は3,500万円でございます。

次に、草地畜産基盤整備事業であります。

美幌日並地区は、区域は日並で、事業期間は平成29年度から令和3年度であり、JAびほろ所有の日並牧場の基盤整備事業の継続であります。

令和2年度は、草地整備、道路、隔障物を行い、事業費は8,500万円となりますが、土地改良事業上、申請及び法手続は美幌町が行い、負担につきましては全額受益者が負担するものとなり、歳入歳出はトンネル予算となっております。

令和2年度の水利施設等保全高度化事業の事業費は7億2,100万円、草地畜産基盤整備事業の事業費は8,500万円となります。

財源内訳につきましては、水利施設等保全高度化事業の負担割合は、国が55%、道が28%、地元負担が17%で、地元負担のうち、農家負担が7.5%、残り9.5%を道のパワーアップ事業と町で4.75%ずつ負担するもので、平成27年度から、農業経営高度化促進事業による国の補助金を活用することにより、道及び町の負担を一部軽減し、町の負担総額は7億2,100万円のうち、約4%の2,898万円を

予定しております。

また、草地畜産基盤整備事業の負担割合は、国が50%、道が25%、地元が25%となり、町の負担につきましてはございません。

次に、同じく参考資料の78ページをお開き願います。

九、広域事務組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳であります。

まず、津別町との負担割合でございますが、総務の議会費、監査委員費、予備費は、美幌町と津別町50%で、一般管理費は、国勢調査の人口割により算出し、美幌町80.21%、津別町19.79%で、いずれも前年度と同じ負担割合となっております。

衛生の火葬場、経常費も同じく人口割で算出し、美幌町80.21%、津別町19.79%と、前年度と同じ負担割合でございます。

消防につきましては、消防本部費及び通信指令業務運営費は、人口、世帯、面積、財政、団員割により算出し、美幌町73.06%、津別町26.94%で、前年度より美幌町が0.01%の増、津別町が0.01%の減となっております。

次に、通信指令施設管理費及び公債費の通信指令機器移設事業は、美幌町と津別町50%で、前年度と同じ割合であります。

また、公債費の消防庁舎改築工事事業につきましては、消防本部及び通信指令施設の面積案分による負担割合となっております。

美幌消防費及び公債費の車両整備事業等につきましては、美幌町100%の負担でございます。

令和2年度、広域事務組合の予算額は、下段合計欄の16億5,919万円で、負担割合に基づく美幌町の負担につきましては5億4,133万3,000円、対前年度比で18.8%の増となっております。

組合の主な事業でございますが、火葬場施設につきましては、火葬炉の耐火物修繕

及び操作盤の更新整備、並びに遺族控室のテーブル、椅子などの備品を購入し、火葬炉の稼動に万全を期すとともに、施設利用者の利便性向上に努めてまいります。

消防関係につきましては、消防庁舎建設に係る建築主体、電気設備、機械設備などの工事及び通信指令施設移設工事、庁用備品の購入など、消防活動拠点施設の供用開始に向け、事業を進めてまいります。

また、高規格救急自動車を更新整備し、救急体制の充実強化を図り、高度な救急措置の提供により、救命率の向上に取り組んでまいります。

予算参考資料につきましては、以上でございます。

次に、予算工事関係参考資料について御説明いたしますので、ただいま説明いたしました予算参考資料の最後につづつてある令和2年度予算工事関係参考資料の1ページをお開き願います。

道路橋梁補修事業でございます。

図面番号①第8号道路東雲橋は、三橋南、ダイソー様の東側に位置する橋長27.6メートルの橋梁であります。

本事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく平成31年度からの橋梁補修事業で、令和2年度は、伸縮装置を片側交通規制により更新する予定で、工事費は1,330万円を計上しております。

財源につきましては、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債で充当率100%、うち、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続いて、2ページをお開き願います。

道路整備事業でございます。

図面左上の図面番号①第503号、第510号道路は、新町1丁目鈴木様宅から、新町2丁目成田様宅までの車道幅員5.0メートル、延長150メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面右下の地図番号②第426号道路は、稲美幸通から大西様宅までの道路幅員5.5メートル、歩道幅員1.25メートル、延長190メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面上部にあります地図番号③第532号、第534号道路は、報徳、陽光台団地、川又様宅から水尾様宅までの車道幅員5.5メートル、歩道幅員1.25メートル、延長108メートルの改良舗装を予定しております。

次に、図面下部にある地図番号④第104号道路は、大通南2丁目、3丁目、国道240号から嶺様宅までの車道幅員7.5メートル、延長45メートルの舗装補修を予定しております。

次に、図面右、中央部の図面番号⑤、⑥第9号道路は、三橋町2丁目、日の出2丁目、高木様宅から三橋町1丁目、日の出1丁目、パチンコひまわり様駐車場までの車道幅員11メートル、延長162メートルの舗装補修と、歩道幅員3.5メートル、西側延長192メートル、東側延長162メートルの歩道の改良舗装を予定しております。

次に、図面中央部の図面番号⑦第8号道路は、東町1丁目、美幌北炭様から國分様宅までの車道幅員9.0メートル、延長130メートルの舗装補修を予定しております。

同じく、図面中央部の図面番号⑧第8号道路の歩道改良は、平成30年度からの継続路線で、東町2丁目国道39号から、東町1丁目東町集会室までの西側歩道、幅員3.0メートル、延長168メートルの改良舗装を予定しております。

ただいま御説明いたしました8本の道路整備事業の工事費につきましては、1億6,360万円を計上しており、いずれも過疎債、充当率100%、うち、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、3ページをお開き願います。

道路改築事業であります。

図面番号①第262号道路は、平成28年度から改良舗装を年次計画で実施してきており、令和2年度は、東1条南4丁目大橋様宅から東1条南5丁目篠原様宅までの車道幅員8.5メートル、歩道幅員2.5メートル、延長220メートルの改良舗装を行い、事業完了の予定でございます。

工事費は8,400万円を計上しており、財源内訳は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率10分の6、補助残は過疎債、充当率100%、うち、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

続きまして、4ページをお開き願います。

都市計画事業であります。

図面の上部にある四角の1から下部にある四角の21まで、国道7か所、道道1か所、町道13か所に公共施設への誘導看板の設置、移設、表記修正等を行うものであります。

工事費は1,322万4,000円で、財源は過疎債、充当率100%、うち、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものを活用した整備を予定しております。

以上、主要事業につきまして御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。

再開は、13時35分といたします。

午後 0時19分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。
総務部長。

○総務部長（小室保男君） 歳入について御説明を申し上げますので、予算書の20ページ、21ページをお開き願います。

1款町税につきましては、前年度から1,564万1,000円の増、総額で22億1,

166万1,000円を見込んでおります。

1項町民税、1目個人町民税は、大規模事業所の給与所得及び農業所得の伸びにより、2,634万3,000円の増、8億6,166万2,000円を見込んでおります。

2目法人町民税は、法人税割の税率改正により、765万9,000円の減、1億2,185万4,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税は、令和元年10月1日の消費税率10%の引上げに伴い、道税である自動車取得税が廃止され、10月1日以降の軽自動車の取得に対しまして、新たに環境性能割が創設されております。また、現行の軽自動車税は、種別割に名称が変更になっております。

4項町たばこ税は、売上本数が減少傾向にあることから、624万8,000円の減、1億5,541万5,000円を見込んでいます。

次に、22、23ページをお開きいただきたいと思っております。

2款地方譲与税につきまして、3,615万円の増、総額で1億7,902万2,000円を見込んでおります。

1項地方揮発油譲与税は、揮発油、ガソリンに対して課される税で、地方揮発油税の42%が市町村に交付されますが、本年度は3,691万4,000円を見込んでおります。

2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407が市町村の道路延長及び面積に基づき譲与されるもので、本年度は1億904万3,000円を見込んでおります。

5項森林環境譲与税は、市町村が実施する森林整備事業に対して譲与されるもので、3,291万5,000円を見込んでいます。

次に、24、25ページをお開き願います。

3款利子割交付金につきましては、260万1,000円を見込んでいます。

26、27ページになります。

4款配当割交付金は、404万5,000円を見込んでおります。

続いて、28、29ページになります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、165万円を見込んでおります。

続いて、30、31ページになります。

6款法人事業税交付金につきましては、令和元年10月1日の消費税率10%の引上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正するため、北海道に納付された法人事業税の100分の7.7に相当する額が市町村に交付されるもので、令和2年度においては1,050万円を見込んでいます。

予算書の32、33ページになります。

7款地方消費税交付金につきましては、地方財政計画による消費税率の引上げ分を勘案し、1,440万7,000円の増、4億2,653万2,000円を見込んでおります。

消費税は平成26年4月より、地方消費税と合わせた税率が5%から8%へ引上げになっておりますが、引上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費に充てることになっております。

また、令和元年10月1日の10%引上げ部分につきましても、同じく社会保障経費に充てることになってございます。

なお、予算書参考資料の79ページにその用途について明示をしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続いて、34、35ページになります。

8款自動車取得税交付金につきましては、過年度生産分の科目設定として1,000円を計上しております。

36、37ページになります。

9款環境性能割交付金につきましては、令和元年10月1日の消費税率10%の引上げに伴い、自動車取得税が廃止され、新たに創設された交付金でございまして、2,656万円を見込んでおります。

続いて、38、39ページになります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、32万6,000円を計上してございます。

次に、40、41ページになります。

11款地方特例交付金は、税源移譲の影響に伴い、国税である所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除分を地方税の個人住民税から控除した際に、その個人住民税の減収分を補填するために交付されるものでございまして、473万1,000円を見込んでおります。

予算書の42、43ページになります。

12款地方交付税につきましては、前年度から6,500万円の増、38億9,500万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方公共団体が全国等しく行政サービスを提供できるように、財源調整及び財源保障の観点から、一定のルールに基づいて国から交付される財源でございます。

国におきましては、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保するため、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分、会計年度任用職員制度に伴う期末手当の支給等に要する経費など、地方負担分を基準財政需要額に算入することにより、令和2年度の地方財政計画におきまして、出口ベースで16兆5,882億円を計上し、前年度2.5%上回る総額が確保されているところでございます。

地方財政計画の見通し、さらには、令和元年度決算見込みを勘案の上、美幌町に交付される地方交付税を推計した結果、前年度から6,500万円の増額を計上したところでございます。

44、45ページになります。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、44万2,000円の減、211万円を見込んでございます。

続いて、46、47ページ、14款分担金及び負担金になります。

1億921万6,000円の計上になります。

主な減額の理由でございますが、2項負担金、1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金のうち、保育料負担金について、3歳児から5歳児の幼児教育無償化により、対前年864万2,000円の減となっております。

次に、48、49ページをお開きいただきたいと思っております。

15款使用料及び手数料につきましては、2,449万円の増、2億9,442万1,000円を見込んでおります。

主な増額の理由でございますが、1項使用料、下段の6目教育使用料、2節保健体育使用料のうち、予算書50ページ、51ページになりますが、上から7行目の屋内多目的運動場使用料につきまして、本年1月1日オープン後の使用料を計上しているところでございます。

また、2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料のうち、し尿処理手数料及びごみ処理手数料につきましては、昨年10月1日の使用料・手数料改定に伴う増額を見込んでおります。

次に、52、53ページになります。

16款国庫支出金につきましては、国の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、12億8,512万円を見込んでございます。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金及び子育てのための施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園、認可外保育園への負担金を計上しております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金につきましては、役場庁舎改築事業に伴う補助金の増額となります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の保育所等整備交付金につきましては、私立幼稚園改修に伴う補助金を計上してございます。

続いて、56、57ページをお開きいただきたいと思っております。

17款道支出金でございますが、総額で9億8,521万6,000円を見込んでいます。

1項道負担金、1目民生費道負担金、2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金及び子育てのための施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園、認可外保育園への負担金を計上してございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金の認定こども園施設整備補助金につきましては、私立幼稚園改修に伴う補助金になります。

また、一番下の4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金のうち、次の58、59ページになりますが、この段の一番下の産地パワーアップ事業補助金2億367万6,000円につきましては、ICT技術の導入を図る美幌町農業ICT推進協議会に対する間接補助となります。

次に、62、63ページをお開き願います。

18款財産収入につきましては、総額で3,625万1,000円を予算計上してございます。

64、65ページをお開きいただきたいと思っております。

寄附金につきましては、総額で4,500万4,000円を見込んでおります。

1項、1目、1節一般寄附金のふるさと寄附金であります。本年1月末現在のふるさと寄附金の総額が4,153万6,000円となっておりますので、令和2年度におきましては、当初4,300万円を予算計上しているところでございます。

その下の企業版ふるさと寄附金につきましては、株式会社ワタミ様からの寄附金として199万7,000円を見込んでの計上となります。

次に、66、67ページをお開き願います。

20款繰入金につきましては、各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰入れを行うもので、総額11億4,114万9,000円を見込んでおります。

1目財政調整基金繰入金は、予算編成におきまして収支不足が生じたことから、その財源といたしまして、1億6,952万円を繰り入れるものであります。

2目公共施設整備基金繰入金は、消防庁舎の改築をはじめ、道路及び公園など公共施設の整備に充てるための財源といたしまして、1億6,550万円の繰入れを見込んでおります。

一つ飛んで、4目ふるさとづくり基金繰入金は、未来のアスリート応援事業をはじめ、中学校楽器購入、まちづくり活動奨励事業など、ふるさと寄附金の寄附目的に合わせた繰入れを行うもので、5,111万4,000円を見込んでございます。

少し飛んで、9目役場庁舎改築基金繰入金であります。庁舎建設工事及び備品購入などの経費といたしまして、5億7,586万9,000円の繰入れを予定しております。

一つ飛んで、11目屋内多目的運動場整備基金繰入金は、建設工事及び備品購入などに1億3,167万5,000円の繰入れを行おうとするものであります。

一番下の12目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費として321万4,000円の繰入れを見込んでございます。

次に、68、69ページになります。

21款繰越金につきましては、令和元年度繰越金といたしまして1,000万円を計上してございます。

続いて、70、71ページになります。

22款諸収入でございますが、各費目に該当しない収入を計上するもので、4億6,748万9,000円を見込んでおりますが、前年度と大きな変更点はございません。

次に、少し飛んで76、77ページをお開きいただきたいと思っております。

23款町債につきましては、総額で29億1,370万5,000円を計上しておりますが、詳細につきましては第3表の地方債において御説明を申し上げましたので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

以上、令和2年度の一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の178ページでございます。

議案第17号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書275ページをお開き願います。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,364万7,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

296、297ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,861万7,000円の主なものは、職員9名分の人件費及びレセプト点検員など会計年度任用職員3名の報酬と電算システム等の事務費でございます。

ほかについては、前年度と大きく変わりありません。

2目連合会負担金904万2,000円は、

北海道国民健康保険団体連合会に対する負担経費でございます。

業務の効率化が図られることから、平成30年度から運用開始されている北海道クラウドで、令和2年度から加入するための道クラウド運用負担金654万7,000円と、道クラウド機能強化負担金25万2,000円、道クラウドオンライン資格確認等連携作業負担金6万2,000円を新規に計上しております。

一番下の2項徴税費204万1,000円につきましては、次の298、299ページをお開き願います。

国民健康保険税の賦課徴収に係る経費でございます。

3項運営協議会費12万9,000円につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬であります。

4項趣旨普及費46万6,000円の主なものは、国保制度周知及びジェネリック使用啓発用パンフレットであります。

300、301ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費15億685万5,000円、2項高額療養費2億1,617万6,000円につきましては、過去の受診件数、療養給付費等の実績を推計し、計上しております。

2目高額合算療養費につきましては、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の負担があり、合算した年間の負担額が規定の自己負担額を超えた場合の経費でございます。

3項移送費15万円につきましては、移動が困難な被保険者が医師の指示により緊急的な必要性がある場合に要する経費であります。

4項出産育児諸費1,050万6,000円につきましては、次の302、303ページをお開き願います。

前年度と同じ、25名分の出産育児一時金を計上しております。

5項葬祭諸費90万円につきましては、

過去の実績により前年度より15名減の30名分の葬祭費を見込んでおります。

304、305ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、本町の医療費及び所得水準に基づき、北海道から示された納付金7億4,499万1,000円を計上しています。後期高齢者支援金との精算分の増に伴い、前年度対比で687万4,000円の増額となっております。

内訳につきましては、医療給付費分5億2,494万6,000円、後期高齢者支援金分1億5,950万9,000円、介護保険納付金分6,053万6,000円でございます。

306、307ページをお開き願います。

4款財政安定化基金拠出金3,000円につきましては、特別な事情により保険料が不足する市町村に、北海道国民健康保険財政安定化基金貸付交付事業等事務取扱要領に基づき、不足する保険料必要相当額について財政安定化基金から交付し、国、道、市町村において3分の1ずつ拠出するものです。

北海道胆振東部地震により、厚真町、安平町、むかわ町に係る平成30年度事業交付額として149万7,000円の交付があり、その3分の1である49万9,000円を全道市町村で拠出するもので、美幌町分として2,427円を拠出するものです。

308、309ページをお開き願います。

5款保健事業費、1項保健事業費、784万4,000円につきましては、生活習慣病予防や健康増進などの健康づくりに関する教室や講習会の開催及びがん検診、個別予防接種等に係る経費であります。

2項特定健康診査等事業費1,681万6,000円につきましては、医療費増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防し、生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、40歳から74歳までを対象に生活改善を指導するための健康診査、保健

指導に係る経費でございます。

このページの一番下の特定健診受診率向上支援等共同事業負担金につきましては、令和2年度から北海道国民健康保険団体連合会が、北海道全体の特定健診受診率向上を目指し、共同事業によって国保データベースシステム等を分析し、選定した被保険者に対し個別に特定健診の受診勧奨を行うもので、376万9,000円を新規に計上しております。

312、313ページをお開き願います。

6款基金積立金につきましては、前年度と大きな変更はございません。

314、315ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度と大きな変更はございません。

2項繰入金につきましては、国保病院の直営診療施設健康管理事業等に係る費用について、保険給付等特別交付金の実績を見込み、700万円を計上しております。

その下の国保診療報酬支払基金委託金につきましては、制度改正に伴い廃項となります。

316、317ページをお開きください。

8款予備費につきましては、前年度と大きな変更はございません。

318、319ページをお開きください。

共同事業拠出金につきましては、制度改正に伴い廃款となります。

歳出は、以上であります。

次に、歳入を御説明いたしますので、284、285ページをお開き願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税は、総額5億8,353万2,000円で、前年度対比2,107万7,000円の増額であります。

被保険者数が減少しておりますが、給与所得及び農業所得の増によるものであります。

286、287ページをお開き願います。

2款道支出金17億8,448万8,000

0円は、北海道から交付される保険給付費に要する保険給付費等普通交付金17億3,458万7,000円と予防・健康づくりに取り組む保険者に対する保険者努力支援金及び特別調整交付金などの保険給付等特別交付金4,990万1,000円を計上しております。

被保険者数の減少に伴い、保険給付費等普通交付金が695万3,000円の減額となっております。

288、289ページをお開き願います。

3款財産収入10万1,000円は、国民健康保険基金の利子等でございます。

290、291ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分7,302万1,000円につきましては、低所得者の保険料軽減分の公費負担分で、一般会計に収入される北海道負担金分4分の3と美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の保険基盤安定繰入金支援分4,552万6,000円については、低所得者数に応じ、保険税額の一定割合の公費負担分で、一般会計に収入される国負担分2分の1と北海道負担分4分の1と美幌町負担分4分の1を繰り入れるものであります。

その下の事務費等繰入金9,169万8,000円については、国保事業の運営に要する職員9名分の人件費及びレセプト点検員などの会計年度任用職員と電算システム等の事務費を繰り入れるものであります。

その下の出産育児一時金等繰入金700万円については、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものであります。

その下の財政安定化支援事業繰入金987万8,000円については、交付税措置される国保財政安定化支援分を繰り入れるものであります。

その下のその他一般会計繰入金309万8,000円については、地方単独事業の医療費に係る減額調整分を繰り入れるもので

あります。

2項基金繰入金1,223万4,000円につきましては、国民健康保険事業費納付金等の収入不足を補填するため、国民健康保険基金より繰入れするものであります。

なお、この繰入れの結果、令和2年度末の基金残高は1億8,626万5,000円の見込みであります。

292ページ以降の5款繰越金、6款諸収入につきましては、前年度と大きな変更はございません。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の179ページでございます。

議案第18号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書329ページをお開き願います。

令和2年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,011万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

344、345ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、954万9,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と電算システム等の事務費であります。

2項徴収費31万8,000円については、保険料の徴収に係る経費であります。

346、347ページをお開き願います。

2款、1項後期高齢者医療広域連合納付金、3億993万4,000円につきましては、次期標準システム機器更新に係る費用の積立てにより、事務費負担金が前年度対比82万円増の908万円、被保険者の増

により、保険料等負担金は前年度対比2,092万1,000円増の3億85万4,000円でございます。

348ページ以降の3款諸支出金、4款予備費については、前年度と変更ございません。

歳出は以上であります。

次に、歳入を御説明いたしますので、336、337ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項後期高齢者医療保険料2億1,739万6,000円につきましては、被保険者の増及び保険料特別軽減の見直しに伴い、前年度対比1,412万2,000円の増額を見込んでおります。

338、339ページをお開き願います。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金1,895万5,000円につきましては、広域連合への事務費負担金と職員1名分の人件費、事務費の繰入金であります。

その下2目保険基盤安定繰入金8,345万6,000円につきましては、保険料の低所得者に対する7割、5割、2割の政令本則の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の北海道負担金に美幌町負担分4分の1を加えた繰入金でございます。

340ページの3款繰越金以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

続きまして、議案の180ページでございます。

議案第19号令和2年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

別冊の予算書359ページをお開き願います。

令和2年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ19億6,172万1,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

384、385ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費3,365万4,000円の主なものについては、職員4名分の人件費と電算システム等の事務費であります。

3年ごとに行われる介護保険制度の抜本改正に伴う電算システム改修委託料として462万円を計上しております。

ほかにつきましては、前年度と大きく変わりありません。

その下の2項徴収費41万7,000円については、介護保険料の賦課徴収に係る経費であります。

その下の3項介護認定審査会費1,836万円は、1目介護認定審査会費で、介護認定審査会の運営に係る経費592万1,000円と、次の386、387ページの2目認定調査費において、介護認定調査に係る会計年度任用職員報酬及び訪問調査委託料の経費1,243万9,000円を計上しております。

388、389ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費16億225万円、2項介護予防サービス等諸費5,927万5,000円につきましては、介護保険事業計画に基づき計上しております。

一番下の3項高額介護サービス等費4,004万円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度で、実績見込みにより前年度より105万4,000円の増額であります。

390、391ページをお開き願います。

4項高額医療合算介護サービス等費631万7,000円につきましても、実績見込みにより、前年度より16万6,000円の増額であります。

その下の5項特定入所者介護サービス等費8,164万4,000円につきましては、低所得の利用者に対する施設サービス利用等に係る保険給付対象外の食費、居住費に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を給付する制度で、実績見込みにより前年度より214万7,000円の増額であります。

6項その他諸費181万2,000円は、介護給付費審査支払手数料であります。

392、393ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費5,382万4,000円につきましては、要支援1・2及び事業対象者が利用する訪問介護、通所介護、介護予防、ケアマネジメント等の費用でございます。

2目一般介護予防事業費1,146万8,000円は、生活習慣病の予防、介護予防等に係る費用でございます。

会計年度任用職員制度に伴い、運動指導業務負担金が前年度より143万4,000円増額となっております。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費3,198万2,000円の主なものは、地域包括支援センター運営委託料3,033万8,000円と、生活支援体制整備事業経費58万1,000円と、次の394、395ページの認知症施策推進事業経費70万6,000円でございます。

2目任意事業費2,022万7,000円につきましては、認知症高齢者見守り事業、非課税世帯へ紙おむつを支給する家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、在宅高齢者配食事業、シルバーハウジング事業等の費用のほか、介護保険事業所が作成する居宅介護サービス計画の点検、指導を行うための専門職として、新規に会計年度任用職員1名採用のための費用271万7,000円を計上しております。

396ページ以降の4款基金積立金、5

款諸支出金、6款予備費につきましても、前年度から大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、366、367ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料3億7,815万2,000円につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業量を見込み、それに伴う第1号被保険者の保険料23%分として、普通徴収分、特別徴収分を計上しています。

368、369ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金296万8,000円は、美幌地域3町介護認定審査会費の経費を高齢者人口及び審査件数等により、津別町23.59%、大空町26.70%、美幌町49.71%に案分し、津別町、大空町からの負担金であります。

2目利用者負担金9万3,000円につきましては、シルバーハウジング入居者負担金でございます。

370、371ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、3億2,695万3,000円につきましては、居宅介護サービス費20%、施設介護サービス費15%の介護給付費に係る国庫負担分でございます。

その下の2項国庫補助金、1目調整交付金につきましては、高齢者の割合と所得水準の格差を調整するための交付金で、給付費総額の7.51%、1億3,452万9,000円を見込んでおります。

2目保険者機能強化推進交付金200万円につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に対する取組の支援として、平成30年度に創設された制度で、取組の評価指標により算出された点数により交付されるものであります。

3項地域支援事業交付金、1目介護予

防・日常生活支援総合事業交付金1,073万3,000円につきましては対象事業費の25%が、2目包括的支援事業・任意事業交付金1,214万1,000円につきましては対象事業費の38.5%が交付されるものです。

372、373ページをお開き願います。

4款、1項支払基金交付金4億8,366万2,000円、2項地域支援事業交付金1,159万1,000円につきましては、介護給付費と地域支援事業に係る支払基金が負担する27%分の交付金であります。

374、375ページをお開き願います。

5款道支出金、1項道負担金、2億5,523万4,000円につきましては、居宅介護サービス費12.5%、施設介護サービス費17.5%の北海道の負担分でございます。

2項地域支援事業交付金、1目介護予防・日常生活支援総合事業交付金536万6,000円につきましては対象事業費の12.5%が、2目包括的支援事業・任意事業交付金607万円につきましては対象事業費の19.25%が交付されるものです。

376、377ページの6款財産収入4万円は、介護保険基金の利子でございます。

378、379ページをお開き願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金2億2,391万8,000円につきましては、介護給付費に対する12.5%の町負担分であります。

2目地域支援事業繰入金5,084万8,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業分が12.5%の2,420万1,000円、包括的支援事業・任意事業分が19.25%のルール分651万9,000円と2,012万8,000円の町単独負担分であります。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1階層の軽減分について、一般会計で収入される2分の1の国負担金と4分の1の北海道負担金に、町負担分4分の1を加えた392万6,000円であり

ます。

4目その他一般会計繰入金4,945万円につきましては、職員4名分の人件費及び事務費の繰入れであります。

2項基金繰入金400万円につきましては、歳出の不足分を介護保険基金から繰入れするものであります。

なお、令和2年度末基金残高は、3,009万3,000円の見込みであります。

380ページ以降につきましては、前年度と大きな変更はございません。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩をします。再開は、14時35分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の181ページをお開きください。

議案書の181ページ、議案第20号令和2年度美幌町公共下水道特別会計予算についてであります。

説明につきましては、別冊の予算書により御説明申し上げますので、予算書の411ページをお開き願います。

令和2年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,255万9,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び

償還の方法は、第2表、地方債で御説明を申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

次に、414ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

初めに、公共下水道事業の限度額6,730万円で、この内訳は、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託4件と、終末処理場非常用発電設備更新工事が1件、下水道長寿命化管渠更新が1件、公共汚水ます設置工事が1件の計7件の事業費から補助金を差し引いた額を公共下水道事業債で借入れするもので、起債の充当率は100%であります。

業務委託の内容は、後ほど事項別明細で、管渠更新工事の内容につきましては、工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下の下水道資本費平準化債の限度額5,020万円は、施設整備に投資した起債償還額を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借入れするものでございます。

その下の公共下水道事業特別措置分の限度額1,960万円は、平成18年度に繰出し基準の見直しで交付税措置される事業費補正で、元利償還金の70%から60%に減額されたことに伴い、その差の分が特別措置分として起債発行が認められているものでございます。

起債限度額の合計につきましては1億3,710万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳出から御説明させていただきますので、432、433ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費8,092万1,000円は、職員4名分の人件費と事務経費を計上しております。

中ほどの業務委託料、使用料収納事務委託料2,316万円は、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業に委託しておりますので、その事務経費を水道事業会計に支払うものでございます。

その一つ下の負担金のうち、上から6行目の水道事業会計負担金329万2,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定を水道事業に委託しているため、その経費を水道事業会計に支払うものでございます。

公課費2,082万円は、消費税を計上しております。

次に、2目維持管理費2億7,652万9,000円は、処理場施設の維持管理費と下水道関係の維持管理費用を計上しております。

1、終末処理場維持管理事業の燃料費793万円7,000円は、処理場ボイラー用A重油で、単価減に伴い、昨年度より76万6,000円の減となっております。

その下の光熱水費3,665万3,000円は、処理場と5か所のマンホールポンプで使用している電気料と水道使用料であり、前年度の使用実績から、昨年度より220万1,000円の増となっております。

その下の修繕料3,620万6,000円は、処理場の機器類の修繕で、令和2年度は21の機器のオーバーホールなどを行うもので、昨年度より71万3,000円の減となっております。

このページの最後の行でございます。

産業廃棄物処理委託料1,358万5,000円は、下水処理後の脱水汚泥の処理費用を計上しております。

次に、434、435ページをお開き願います。

上から2行目、処理場維持管理業務委託料1億5,213万円は、処理場の維持管理業務の委託費用であり、平成31年度から令和3年度までの3か年の長期継続契約の2年目であります。

その下の電気保安管理業務委託料62万5,000円は、終末処理場の年1回の受電設備総合点検を委託しようとするものでございます。

その下の機械器具221万5,000円は、老朽化した維持管理用機器を更新するものでございます。

その下の2、公共下水道管渠維持管理事業の修繕料1,495万6,000円は、道路用のマンホールの修繕や、公共汚水ますとの段差によるつまずきや車両等破損防止のため、公共汚水ますの切下げを行うための修繕料で、全体で123個分を計上しております。

また、老朽化した雨水マンホールの蓋の取替え修繕22か所、新たな取付けが1か所のため、昨年度より15万円の減となっております。

その四つ下の管渠清掃委託料556万円は、青山北ほか2地区の污水管、口径200ミリメートルから250ミリメートルの8,070メートルの清掃を予定しております。

次に、3目建設費1億7,049万4,000円は、下水道施設の設備などの更新工事で、前年に比較して493万8,000円の減であります。主に終末処理場機械及び電気設備更新に係る工事及び実施設計等によるものであります。

四つ下の業務等委託料の下水道ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務委託料3,400万円は、下水道管渠施設について、平成29年度に作成した下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、管渠の点検調査を行い、修繕・改築計画の策定までを行おうとするものでございます。

その下でございます。

下水道管渠資材実勢価格調査業務委託料100万円は、下水道管渠更新に係る資材の価格調査を行うものでございます。

その下の終末処理場非常用発電設備更新工事監理委託料220万円は、昭和56年

に整備し、39年が経過した非常用発電設備の更新工事を行うための工事監理を委託するものでございます。

その下の終末処理場受変電設備実勢価格調査業務委託料200万円につきましては、受変電設備の更新に係る設備の価格調査を行うものでございます。

その下の実施設計等委託料の終末処理場受変電設備実施設計委託料600万円は、受変電設備の更新を行うためのものでございます。

その四つ下の工事請負費の公共汚水ます設置工事の690万円は、13か所分の設置工事を見込んでおります。

その下の下水道長寿命化計画管渠更新工事3,580万円は、後ほど予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

その下の終末処理場非常用発電設備更新工事8,200万円は、平成31年度から令和2年度までの2か年での更新工事であり、2年目に当たる今年度は、機械の搬入、据付け撤去、仮設電気の据付け撤去、試験運転調整等を予定しているもので、工事完了を予定しております。

この整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率55%、補助残は公営企業債、充当率100%での整備を予定しております。

次に、436ページ、437ページをお願いします。

公共下水道債の元金及び利子の償還金についてです。

次の438、439ページは、予備費を計上しております。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、418、419ページにお戻りください。

2、歳入。

1款、1項、1目下水道受益者負担金等は、新たに下水道区域となった際に5年間の分割で納付していただくもので、新規分

1件と現在納付中の4件24万3,000円を計上しております。

その下の2目一般会計負担金2,655万2,000円は、し尿等を終末処理場で受け入れていることから、処理経費を一般会計に求めるものでございます。

その下の3目個別排水処理特別会計負担金は145万3,000円で、個別排水処理特別会計の事務を下水道事業で行っていることから、人件費の40%相当の負担を求めるものでございます。

次に、420、421ページをお開き願います。

2款、1項、1目下水道使用料3億9,183万3,000円は、現年度分3億8,965万8,000円と過年度分217万5,000円を見込んでおります。

次に、422、423ページをお開き願います。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金8,560万円ではありますが、この内訳につきましては、工事監理や実施設計、価格調査などの業務委託料に係る補助金が5業務で、補助率10分の5で2,260万円、終末処理場非常用発電設備更新工事に係る補助金が1工事で、補助率10分の5.5で4,510万円、下水道長寿命化管渠更新工事に係る補助金が1工事で、補助率が10分の5で1,790万円、合わせて8,560万円を見込んでおります。

次に、424、425ページをお開き願います。

4款、1項、1目一般会計繰入金3億4,921万円は、総務省通知の繰り出し基準に定められている基準内繰入れ3億3,860万円を含む一般会計からの繰入金であります。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明は省略させていただきまして、430、431ページの7款町債につきましても、先ほど、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきま

す。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明させていただきます。

別とじとなっております図面等の参考資料の5ページをお開き願います。

公共下水道建設事業（管渠）でございます。

工事概要は、管渠更新271.54メートルとマンホール蓋の取替え30か所でございます。

管渠更新は、設置から既に39年から40年が経過した管渠の更新工事であります。

図面の①栄町4丁目、阿寒バス駐車場北側、延長48.09メートルでございます。図面の②同じく栄町4丁目、阿寒バス駐車場東側、延長32.88メートルでございます。図面の③栄町4丁目、小椋様宅から北嶋様宅までの延長34.83メートルでございます。④栄町1丁目、阪井様宅から杉原様宅までの延長36.5メートルでございます。図面番号⑤栄町2丁目、共栄ハイツ様前、延長30.81メートルでございます。図面の⑥は、栄町3丁目、コーポフレッシュ様前、延長44.98メートルでございます。図面番号⑦栄町3丁目、こども食堂様からビホロハイツ様まで、延長43.45メートル、これらの合計271.54メートルの管渠の更新工事を予定しております。

工事費は3,580万円を計上しており、その整備は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率50%、補助残につきましては公営企業債、充当率100%を充当して整備を予定しております。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案書の182ページ、議案第21号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてであります。

説明につきましては、別冊の予算書により御説明申し上げますので、予算書の449ページをお開き願います。

令和2年度美幌町の個別排水処理特別会

計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億900万4,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額につきましては1,000万円と定める。

次に、452ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,520万円であります。今年度は10戸の設置を予定しておりまして、下水道債と辺地債及び過疎債を併用いたします。

次に、歳出から御説明いたしますので、468、469ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、1目一般管理費188万8,000円は、個別排水処理に関する事務経費を計上しております。

次に、2目維持管理費3,496万9,000円は、現在設置されている個別排水処理施設313基の維持管理に係る費用で、前年に比較して288万7,000円の増は、手数料の改定及び平成31年度設置の浄化槽の維持管理費が増えたことによるものでございます。

修繕料590万6,000円は、浄化槽ポンプの空気調整弁交換や、ろ過材の入替え、ブローポンプなどの修繕を行う費用で、その下の手数料577万4,000円は、浄化槽法による水質検査手数料と汚泥処理手数料でございます。

その下の施設保守点検委託料908万5,000円は、浄化槽法による年3回の保守点検委託料でございます。

その下の清掃業務委託料1,420万4,000円は、浄化槽内の汚泥くみ取り、洗浄を行うものでございます。

3目建設費3,818万9,000円は、個別浄化槽設置工事費用で、令和2年度は5人槽4基、7人槽4基、10人槽2基の計10戸分を予定しております。

次に、470、471ページをお開き願います。

2款、1項、1目個別排水処理事業元金償還金2,682万3,000円、その下の利子償還金712万5,000円は、平成31年度に借入れをいたしました起債の元金と利子の償還でございます。

次に、472、473ページには予備費を計上しております。

以上、歳出を御説明させていただきました。

次に、歳入について御説明申し上げますので、456、457ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款、1項、1目個別排水処理施設受益者分担金190万3,000円は、今年度予定しております10戸分の受益者分担金でございます。

次に、458ページ、459ページをお開き願います。

2款、1項、1目個別排水処理施設使用料、2,394万8,000円は、平成31年度までに設置いたしました313基と令和2年度に予定している10戸分の使用料であります。

次に、460、461ページをお開き願います。

3款、1項、1目一般会計繰入金4,777万1,000円は、総務省通知の繰出し基準で定められている基準内繰り入れ2,376万3,000円を含む一般会計からの繰入

金であります。

次のページの繰越金、その次のページの諸収入の説明につきましては省略させていただきます、466、467ページの6款町債につきましては、第2表、地方債で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、議案183ページ、議案第22号令和2年度美幌町水道事業会計予算についてであります。

説明につきましては、予算書により御説明申し上げますので、別冊の予算書479ページをお開き願います。

総則。

第1条、令和2年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数は8,644戸であります。

(2) 年間総給水量は192万6,000立方メートルでございます。

(3) 1日平均給水量は5,276立方メートルであります。

(4) 主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明申し上げます。

収益的収入及び支出、第3条と、次の480ページ第4条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債。

第5条、初めに水道施設整備事業、限度額2億2,840万円ありますが、内容につきましては、日並浄水場天日乾燥施設整備工事ほか3件で、詳細は歳出で説明させていただきます。

その下の水道管路整備事業、限度額4,660万円ありますが、内容につきましては、排水管新設工事2路線、配水管布設替え工事3路線の計5路線で、詳細は、後ほど予算工事参考資料で説明させていただきます。

ます。

その下の水道施設等耐震化事業浄水場、限度額1,350万円ではありますが、内容につきましては、日並浄水場耐震補強工事を行うものでございます。

その下の水道施設等耐震化事業送水管、限度額1億1,650万円ではありますが、内容につきましては、日並浄水場から田中配水池までの基幹管路更新工事を行うものでございます。

その下の量水器収納筐設置事業、限度額1,860万円ではありますが、内容につきましては、平成24年度から11年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換整備するもので、令和2年度は234戸分を計上しております。

いずれも企業債の充当率は100%で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、481ページをお開き願います。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、たな卸資産購入限度額、第8条につきましては、記載のとおりであります。

次に、482、483ページをお開き願います。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款、1項、1目給水収益4億2,479万1,000円は、平成31年度の決算見込みを踏まえ、増額の計上となっております。

その下の4目その他営業収益の5節雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,316万円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を公共下水道特別会計から受けるもので、下水道使用料調定件数割合で求めた48.44%で算出したものであります。

2項営業外収益の中の2目長期前受金戻入6,897万4,000円は、固定資産の取得、改良に交付された補助金等を収益化

した額を計上しております。

その下の3目、3節その他雑収益の中の下水道排水施設業務負担金329万2,000円は、下水道の排水設備の新設や改造の受付と検定に伴う経費を公共下水道特別会計から受けるもので、施設担当職員の人件費の25%と排水台帳管理システムの負担金で算出したものでございます。

次に、484、485ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目原水及び浄水費5,936万3,000円は、水源池及び浄水場に係る維持管理経費を計上しております。前年度に比較して138万7,000円の増額は、主に日並浄水場施設等修繕費の増に伴うものでございます。

15節委託料の日並浄水場運転管理等業務委託料は、平成26年度から委託しております管理業務委託料で3,168万円を計上しております。

23節薬品費1,237万1,000円は、凝集剤のポリ塩化アルミニウムや次亜塩素酸ナトリウムなどの水処理薬品費用を計上しております。

次に、486、487ページをお開き願います。

2目配水及び給水費7,291万7,000円は、職員2名の人件費と田中配水池と7か所の加圧ポンプ所及び配水管路の維持管理費用を計上しております。前年度に比較して2,093万5,000円の増額の主な内容につきましては、検定期間満了分の量水器取替え委託料及び材料費の増によるものでございます。

15節委託料の一番下の行、検定期間満了分量水器取替え委託料1,223万円は、量水器取替えに係る業務委託料で、交換数量の増により、前年度と比較して902万2,000円の増であります。

18節修繕料808万2,000円は、配水及び給水施設の修繕に係る費用で、豊幌

加圧ポンプ所、加圧ポンプ修繕などを見込んでおります。

24節材料費の量水器取替用材料費2,233万円は、量水器取替え1,438戸分を計上しております。

次に、488、489ページをお開き願います。

3目業務費4,293万7,000円は、水道使用料の賦課徴収に係る業務担当職員4名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針の費用、電算事務経費などを計上しております。前年度に比較して90万2,000円の増額の主な内容につきましては、人件費の増によるものでございます。

次に、490、491ページをお開き願います。

4目総係費1,657万9,000円は、水道主幹の人件費と建設水道部長の3か月分の人件費相当分を給与負担金として計上しております。

中ほどの5目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費の中の一番下のリース資産230万2,000円は、管路管理システム、企業会計システム、水道料金システムの固定資産の割賦払い金をリース資産として計上しております。

次に、492、493ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息には、企業債償還利息2,114万1,000円を含む利息額を計上しております。

2目消費税、支払消費税1,000円、3目雑支出、雑費として過年度還付金20万円、3項予備費として5万円を計上しております。

次に、494、495ページをお開き願います。

資本的収入であります。

1款、1項、1目企業債4億2,360万円ですが、第5条、企業債で御説明させていただきましたとおり、予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下の2項、1目国庫補助金8,388万7,000円は、日並浄水場から田中配水池までの更新計画のうち、浄水場から田中の和田様宅前までの基幹管路更新工事、補助率3分の1と、日並浄水場耐震補強工事、補助率4分の1の国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施をしようとするものでございます。

その下の3項、1目一般会計出資金4,330万円は日並浄水場から田中配水池までの更新計画のうち、浄水場から和田様宅前までの基幹管路更新工事と、日並浄水場の耐震補強工事について、補助金などを差し引いた残りの額を総務省通知の繰り出し基準に基づき一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、496、497ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費5億3,879万4,000円は、施設担当職員1名分の人件費を含む水道管の布設替え及び水道施設整備に係る経費を計上しているものでございます。

そのページの中ほどの37節水道施設整備事業2億2,840万円は、4件の工事を予定しており、後ほど予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

そのほかとして、2か所の加圧ポンプ所の計装設備工事を予定しております。

その下の水道管路整備事業4,660万円は、後ほど予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下の水道施設等耐震化事業浄水場2,400万円につきましては、日並浄水場薬品沈殿池上屋の耐震補強工事を予定しております。後ほど、予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下の水道施設等耐震化事業送水管2億3,300万円は、昭和52年に布設された送水管で、基幹管路として耐震化が求められる重要な管路であり、布設後40年を

経過し事業化が可能となったことから、布設替えを行おうとするもので、後ほど予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

その下の2目業務設備費のうち、2節量水器筐取替費2,454万5,000円は、234個分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下の3目資産購入費、5節工具器具及び備品40万7,000円は、ろ過池の水質測定機器の購入、7節リース資産34万3,000円は、債務負担行為で購入している管路管理システムと長期継続契約で購入している土木積算システムを計上しております。

その下の2項、1目企業債償還金、1億5,771万5,000円は、財務省公営企業金融機構から借り入れた企業債の償還元金であります。

続きまして、予算工事関係参考資料について御説明いたします。

別とじとなっております図面等の参考資料の6ページをお開き願います。

先ほど、資本的支出で御説明いたしました水道施設整備事業であります。

図面番号①水道施設等耐震化事業浄水場2,400万円は、日並浄水場薬品沈殿池上屋の耐震補強工事を予定しております。天井小屋ブレース及び壁ブレースと補強桁の設置により補強を行うものであります。

補助率4分の1、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用して実施しようとするものでございます。

図面番号②日並浄水場天日乾燥施設整備工事で、昭和37年に緩速ろ過池として整備した天日乾燥床の透水板や配水路の整備、ろ過槽のろ過砂や砂利を入れ替えるもので、3か年計画の最終年で、工事費760万円を予定しております。

図面番号③日並浄水場急速ろ過池機械設備工事で、昭和55年に設置した機械設備の更新で、ろ過砂を洗浄する装置一式の更

新工事であります。ろ過池は旧システムの工事となるため、浄水処理に影響が出ないよう、4基のろ過池を4か年計画として、初年度工事2億1,400万円を予定しております。

それから、④、⑤がありますけれども、場所につきましては、1か所目は田中加圧ポンプ所計装設備工事で、平成12年に設置した加圧調整計を更新する工事で、配水ポンプの運転を設定した圧力に一定の制御をするためのもので、工事費330万円を予定しております。場所につきましては、自衛隊の前の田中配水池にあるポンプ所でございます。

2件目は、昭野加圧ポンプ所の計装設備工事でありますが、平成元年に設置した配水流量計を更新する工事で、配水量の動向や異常の有無について監視を行うもので、工事費350万円を予定しております。場所につきましては、昭野の小谷沢の道道の縁になります。

続きまして、参考資料7ページをお開き願います。

水道管路整備事業であります。

老朽化している水道管路について計画的な布設替えを実施するとともに、道路整備等に関連した水道管網を整備し、安定的な給水を図るものでございます。

図面番号①右上の町道36号道路、日並浄水場から田中、和田様宅前から送水管の布設替え工事です。ダクタイル鋳鉄管、管径300ミリメートル、延長3,390メートルの布設替えを行い、耐震化を図るもので、工事費2億3,300万円を予定しております。

図面番号②町道418号、稲美、緑の苑から東側へ美幌中学校までの路線で、管網整備のための配水管新設工事です。

管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長160メートルの配水管を新設するもので、工事費1,420万円を予定しております。

図面番号③町道510号、新町2丁目、鳥里道宮住宅へ向かう南北の路線で、道路整備工事に合わせて、管網整備のために配水管新設工事を行うものでございます。管種はポリエチレン管、管径50ミリメートル、延長93メートルの配水管を新設するもので、工事費410万円を予定しております。

以降につきましては、老朽管の布設替え工事であり、工事概要に記載の既設管の布設年度、新設管種、管径は省略させていただき、工事箇所、工事延長、工事金額のみ説明させていただきます。

図面番号④町道637号、鳥里1丁目は、公園通から網走川方面へ向かう東西の路線、延長108メートル、工事費810万円を予定しております。

図面番号⑤町道107号、青山北は、魚無川に係る20号橋の添架管で、延長25メートル、工事費1,400万円を予定しております。

図面番号⑥町道503号道路、新町2丁目、道路整備工事に合わせて鈴木様宅から伊藤様宅までの延長70メートル、工事費620万円を予定しております。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時35分といたします。

午語 3時24分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。
病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書は184ページでございます。

議案第23号令和2年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

別冊の予算書の511ページをお開き願います。

令和2年度の予算計上につきましては、診療及び施設の維持管理に必要な経常経費のほか、給与費では、常勤医師8名分の人件費や病院正面入口駐車帯の改修費、老朽化した診療施設の修繕費などを計上し、建設改良費では医療機器の更新等に必要予算の計上を行ったところであります。

第1条、令和2年度美幌町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量及び第3条の収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の人数及び金額を定めるものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、512、513ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ記載の金額を定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億537万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債につきましては、起債の目的を医療機器更新等事業とし、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

この起債につきましては、病院事業債、元利償還額の25%、過疎債につきましては、元利償還額の70%が交付税措置されるものであります。

第6条の一時借入金は、一時借入金の限度額を4億円と定め、第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費、交際費の額をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

第8条の他会計からの補助金は、一般会計補助金につきましては、それぞれ公営企業会計に対する繰出金としてルール分の繰入れを、国保会計の直診施設健康事業補助金は、病院が実施する健康事業に対する補助金として計上するものであります。

す。

第9条では、たな卸資産購入限度額を2億2,680万円と定め、第10条の重要な資産の取得は、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、入院患者の生体情報を中央で集中監視するセントラルモニターシステム一式を定めるものであります。

次に、514、515ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益は、常勤医師8名体制として、令和元年度の診療実績を踏まえ見込んだ収益を計上しており、年間患者数及び1日1人当たりの収益額の見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その他医業収益のうち、下から2項目めの一般会計負担金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、救急医療の確保に要する経費は交付税措置額相当分を、小児救急に要する経費は特別交付税の基準額より算出した額を、医師確保に要する経費は医師募集に係る経費分を計上するものであります。

その他の収益につきましては、それぞれ記載のとおり所要額を計上するものであります。

次に、516、517ページをお開き願います。

医業外収益であります。

一般会計補助金と国保会計補助金は、予算第8条で御説明しました補助金を計上するものでございます。

一般会計負担金は、企業会計に対するルール分の繰入れとして、それぞれ記載のとおり基準額を計上しておりますが、そのうち、不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、1億2,783万4,000円を計上するものでございます。

その他の収益は、令和元年度の実績見込みを踏まえ、それぞれ計上を行うものであ

ります。

次に、518、519ページをお開き願います。

医業費用でございます。

給料及び手当等につきましては、医師給与は、常勤医師8名分を計上し、看護師、医療技術職及び事務職につきましては、それぞれ記載の人数分を計上するとともに、令和2年度から始まります会計年度任用職員の給与費について計上を行うものであります。

賞与引当金繰入額につきましては、翌年度の6月手当支給に係る引当金相当額を計上するものであります。

報酬につきましては、眼科、泌尿器科、麻酔科の出張医師、休日の日当直を担当する非常勤医師の報酬とパートの会計年度任用職員の報酬につきまして、所要額を計上するものであります。

次に、520、521ページをお開き願います。

材料費のうち、薬品費、診療材料費、医療消耗備品費、経費の旅費交通費から印刷製本費まで、各項目ともそれぞれ所用額を計上するものであります。

次に、522、523ページをお開き願います。

一番上の修繕費につきましては、その他施設器具等修繕料の中に、病院正面入口の駐車帯改修費として754万6,000円を、病院建物3階の屋上防水塗装補修修繕として2,086万円を含め計上するものであります。

その下の保険料から諸会費まで、それぞれ所要額を計上しておりますが、下から3項目めの手数料の一番上、医師・薬剤師紹介手数料につきましては、医療人材を確保するため、医師2名、薬剤師1名分の紹介手数料を計上するものであります。

次に、524、525ページをお開き願います。

貸倒引当金繰入額から交際費までは、そ

れぞれ所要額を計上するものであります。

減価償却費及び資産減耗費の各項目につきましては、それぞれ所要額を計上するものであります。

研究研修費の謝金から研究雑費につきましても同様に、それぞれ所要額を計上するものであります。

次に、526、527ページをお開き願います。

医業外費用の各目、節につきましても、所要額を計上するものであります。

次に、528、529ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、一般会計出資金は、公営企業会計に対するルール分の繰入れとして、企業債元金償還充当分を計上し、企業債につきましても、予算第5条で御説明しましたとおり、医療機器更新等事業の財源充当のために、記載のとおり計上するものでございます。

次に、530、531ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費では、医療機器更新等事業として、第10条に定めるセントラルモニターシステムのほか、必要な医療機器の購入費用を計上するものであります。

企業債償還金は、企業債の元金償還分を計上するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

午後 3時45分 延会

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

美幌町議会議長

署名議員

署名議員